

第3章 史跡等の概要および現状と課題

1 史跡指定の状況

(1)指定の経緯

終戦後の火薬製造所の稼働終了に伴い、火薬製造所の跡地に民間の研究機関、工場、学校等が入所した経緯については、前章で記述した通りである。「保存活用計画」にも詳述したように、広大な火薬製造所の跡地の中で、野口研究所、理化学研究所が現在の加賀一丁目7および8に当たる地区に入所し研究活動が開始され、また昭和40年代には、野口研究所の東側敷地が区立加賀公園として整備された。

戦後70年が経過し、周囲に大規模集合住宅が多く建設されるなど開発が進行する近年において、旧野口研究所跡地、旧理化学研究所跡地、区立加賀公園の敷地については、火薬製造所時代の遺構・建造物がまとも現存し、往時の状況が理解できる貴重な状態であったことから、板橋区は当地区の国史跡の指定を目指し、学術的調査研究を開始して当地の歴史的価値の把握に努めた。平成29年1月、文化財保護法第189条に基づき、旧野口研究所跡地、区立加賀公園、旧理化学研究所跡地の敷地が史跡に指定されるように文部科学大臣に対して意見具申を行い、同年6月16日、文部科学大臣の諮問機関である文化審議会より文部科学省へ答申がなされ、同年10月13日付文部科学省告示第137号によって「陸軍板橋火薬製造所跡」として国史跡に指定された。また平成30年3月、同所は「陸軍板橋火薬製造所跡」として、板橋区の記念物(史跡)に登録された。

本節(2)、(3)では、国史跡指定の官報告示、指定説明文を掲載し、基本的な情報を示す。

(2)指定告示

平成29年10月13日、文部科学省告示第137号の官報告示によって、「陸軍板橋火薬製造所跡」は国の史跡として指定を受けた。

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年10月13日 文部科学大臣 林 芳正
(中略)

陸軍板橋火薬製造所跡
東京都板橋区加賀一丁目
3356番121のうち、実測2858.99平方メートル、3356番148、3356番149、3356番177、3356番178

備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を東京都教育委員会及び板橋区教育委員会に備えおいて縦覧に供する。

(3)指定説明文

陸軍板橋火薬製造所跡が国史跡に指定を受けた理由について、『月刊文化財』（9月号、648号）では、以下の通り説明されている。（以下引用文）

陸軍板橋火薬製造所跡は、明治九年（一八七六）に開業し、昭和二十年の終戦まで続いた官営の西洋式火薬製造所跡である。板橋区の南東端で、荒川水系の石神井川の両岸の谷底低地に位置する。

陸軍板橋火薬製造所は、明治四年に兵部省が旧加賀藩江戸下屋敷の一部に土地を確保し、明治九年に砲兵本廠板橋属廠として発足した、明治政府が初めて新設した火薬製造所であった。下屋敷では、屋敷内に石神井川が流れ込み、水車小屋が設置され大砲製造が行われていたが、製造所では江戸幕府がベルギーから購入していた圧磨機を使って、石神井川の水力を利用して黒色火薬を製造した。そして、明治十年に初めて検速儀を使った火薬試験射撃が行われた。これにより、火薬の性能を判定し、用途に応じた火薬の規格が定められた。明治新政府軍の火薬は旧薩摩藩から引き継がれた鹿児島の数根火薬製造所で作られていたが、明治十年に勃発した西南戦争により数根火薬製造所が破壊され、板橋が唯一の火薬製造所となった。明治十二年には同火薬製造所となり、同十五年に群馬県の岩鼻に火薬製造所が新設されたことから同板橋火薬製造所となった。火薬は軍事のみではなく鉱山や土木でも使われたが、同十七年に政府は民間での火薬類生産を禁止しており、民間での製造許可が出る大正六年まで、政府が独占的に火薬を生産することになる。板橋の火薬は軍用と民用があり、民用は獵用黒色火薬として販売された。明治二十六年からは綿火薬を主とする無煙火薬の製造が本格化し、また、爆発事故などがあり火薬の安定度の研究が必要となったことから同三十六年には板橋火薬製造所内に陸軍火薬研究所が設置された。これは日本初の近代的な理工学系研究所であった。同三十七年の日露戦争の勃発で無煙火薬の増産がされ、翌年からは工場の大拡張が行われた。その後大正四年に敷地の拡張がさらに行われた。大正十二年には陸軍火工廠の所属となり、その後昭和十五年に東京第二陸軍造兵廠板橋製造所となって終戦を迎える。戦後は、広い敷地は様々に払い下げられ、そのうち石神井川に沿った北側は理化学研究所に、南は野口研究所や公園となった。

野口研究所一帯の開発計画にあたり平成二六・二七年度に板橋区教育委員会によって建造物調査、文献調査などが行われた。現存する遺構としてはまず、明治十年以来試験射撃の射塚に使われたと考えられる築山がある。加賀藩邸にあった築山を改変したもので、石神井川南側にあり、規模は東西六〇メートル・南北三〇メートル、高さ五メートル、射塚幅は約四メートル・高さ五メートルである。その西正面には五〇メートル離れて昭和期の露天式発射場跡が位置し、発射場跡の両側には爆発の広がりを防ぐための高さ二・七メートルの土塁がある。発射場跡の南には、昭和十八年から昭和二十年に建築された鉄筋コンクリート造の燃焼実験室が建ち、そこから東に現存長三〇・五メートルの弾道管が延び、掩蔽式射場となっている。これらの施設の北側には、昭和期に建てられた銃器庫、火薬貯蔵室（加温、常温、地下）が残り、爆薬製造実験室の一

部については移築して保存する予定である。また、石神井川北側には明治四十年建築の煉瓦造平屋建物で、昭和期に鉄筋コンクリートで増築された物理試験室や、昭和期に建てられた鉄筋コンクリート平屋、地下一階建の爆薬理学試験室のほか、電気軌道レールも残る。なお、物理試験室については戦後に理化学研究所の研究室として利用され、湯川秀樹、朝永振一郎らがここで研究した。このように火薬を作るうえで必要な、研究、実験、製造、貯蔵などの一連の工程を示す遺構がそろっており、明治から昭和にかけての陸軍による火薬の製造の在り方を理解することができる。

以上のように陸軍板橋火薬製造所跡は、明治政府によって初めて新設された火薬製造所であり、かつ、初めて設置された近代的な理工学系の研究所跡である。また、明治から大正にかけての軍による独占的な火薬生産の状況とその後も含めた生産の拡張、西洋計測技術の導入の実態を示すものとして、広範囲に遺存状況が良好なのは首都においてはほかになく、全国的にみてもまれである。よって史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

(引用文以上、文化庁文化財部監修『月刊文化財』
9月号(648号、第一法規)10-11頁より抜粋)

2 史跡等の概要

(1)史跡の本質的価値

令和元年度に策定した『保存活用計画』では、前節で確認した史跡指定に際して評価を受けた価値に加え、新たな価値評価を示し、保存整備につなげていくために、史跡の本質的価値を以下の通り整理した。

<本質的価値>

1 明治維新から終戦まで、近代的な火薬製造所および研究所が設置され、その建築や施設が群として残る

- ①明治政府は軍事力の一元的掌握のために首都近郊の板橋に火薬製造所を設け、石神井川の水車動力を利用した
- ②先進的な測定技術が火薬生産へ導入された
- ③初の理工学系研究所が設置され、近代科学技術の進展に寄与した
- ④首都の巨大な軍工廠を象徴する施設群が広域的に展開する

2 戦後復興期には科学技術研究の拠点となり華開いた

また本史跡には、上掲の近代の火薬製造所・火薬研究所としての価値に加えて、近世や現代との連続性を認める歴史の重層性に関する価値や、あるいは火薬製造所を含め周辺に所在していた工場群と光学に代表される地域産業との関係性を表す価値など、史跡の性格の総合的な理解を助ける多様な価値が認められる。それらを「本質的価値の理解を助ける価値」と位置づけ、以下の通り表した。

<本質的価値の理解を助ける価値>

1 加賀藩下屋敷から工都板橋までの歴史の重層性を示す

- ①加賀藩下屋敷の景観と中山道板橋宿のにぎわいが今も感じられる
- ②「工都板橋」の淵源であり、今も光学産業の先端地域である
- ③地域住民の努力により、戦後の跡地利用と地域が推進され文教地区として健全に発展している

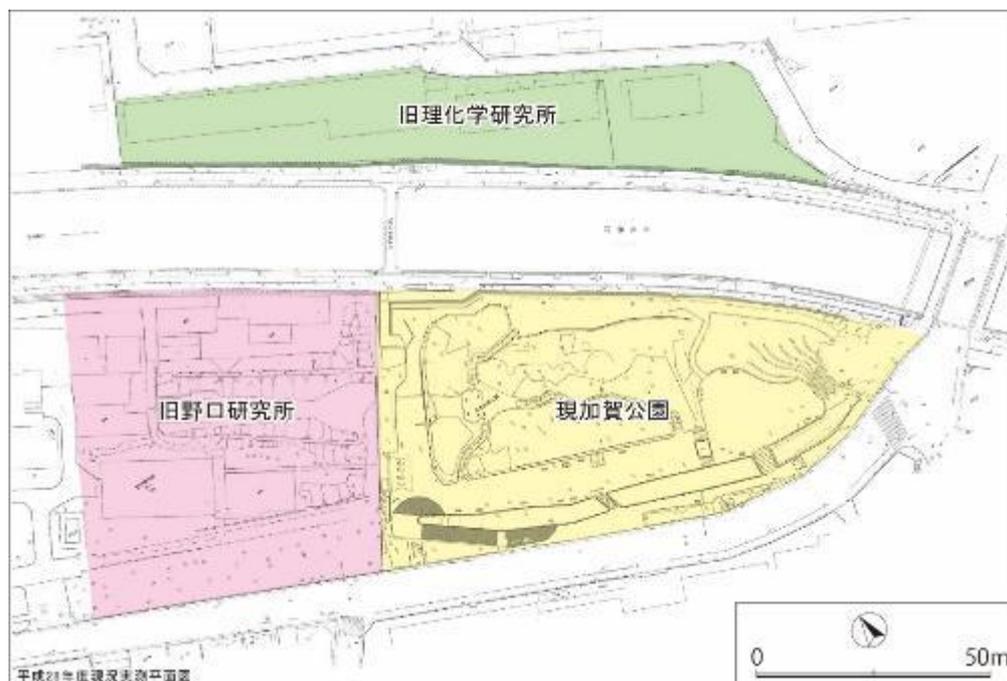
(2)本質的価値を構成する要素と分布状況

①構成要素の分布状況

本史跡は地形などの遺構、遺物、歴史的建造物などの「構成要素」からなる。『保存活用計画』では、史跡指定地および史跡指定地外における構成要素の現状や分布状況の把握に努め、この結果、100件の構成要素を確認したため、『保存活用計画』第2章に構成要素の概

要、履歴、写真を構成要素1件ごとに掲載した。

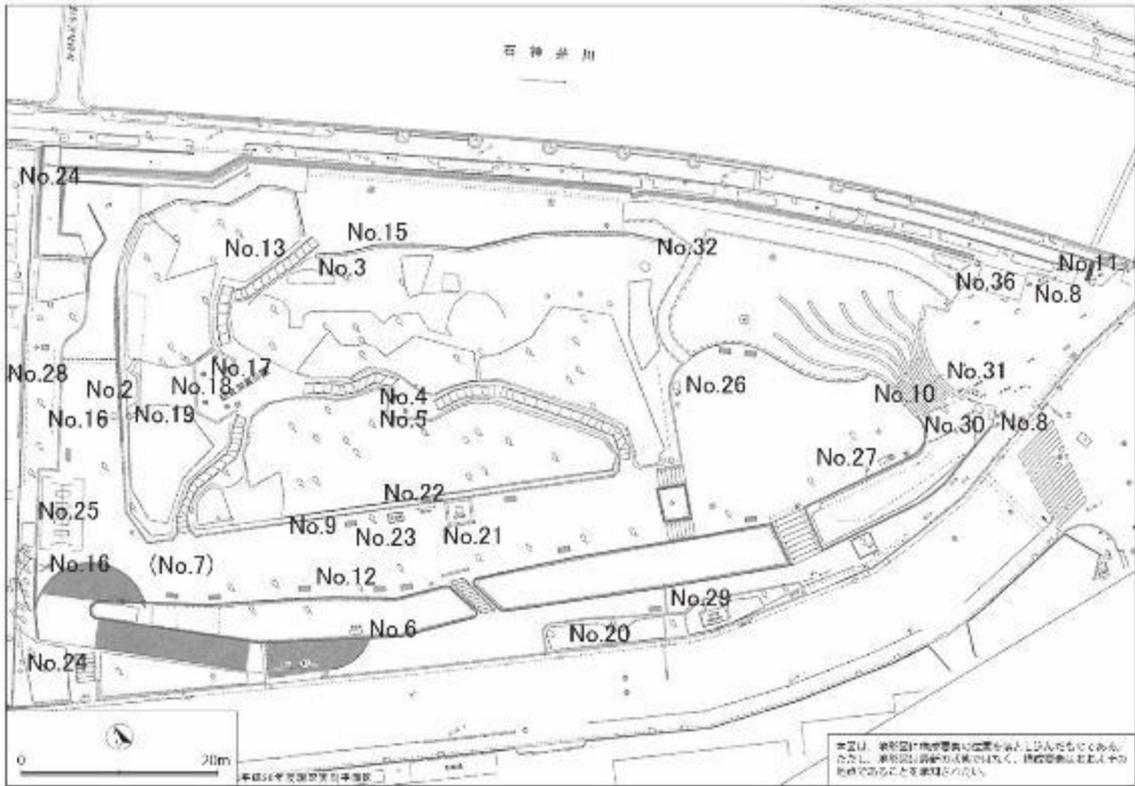
史跡指定地内に残る構成要素については、「現加賀公園」・「旧野口研究所」・「旧理化学研究所」の3カ所の地区区分に従い整理し、史跡の指定地外に分布する構成要素については、「史跡指定地周辺」として整理した。



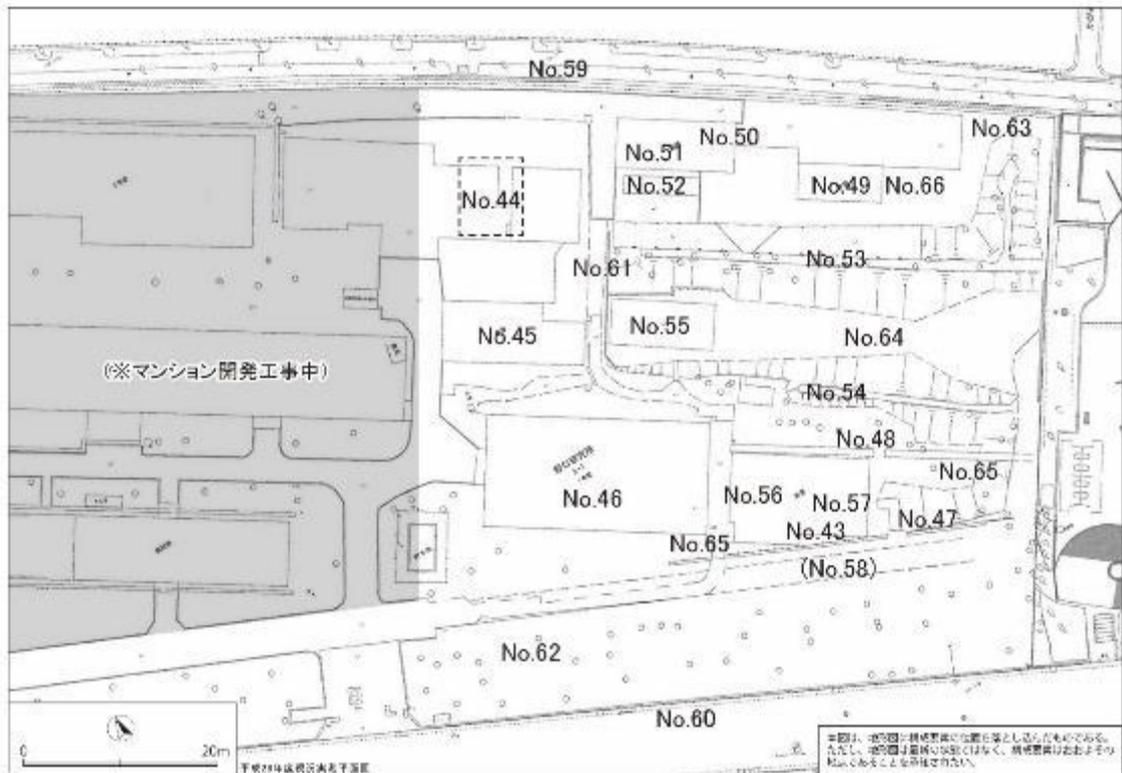
図〇〇 史跡指定地内のエリア分け

表〇〇 構成要素の一覧

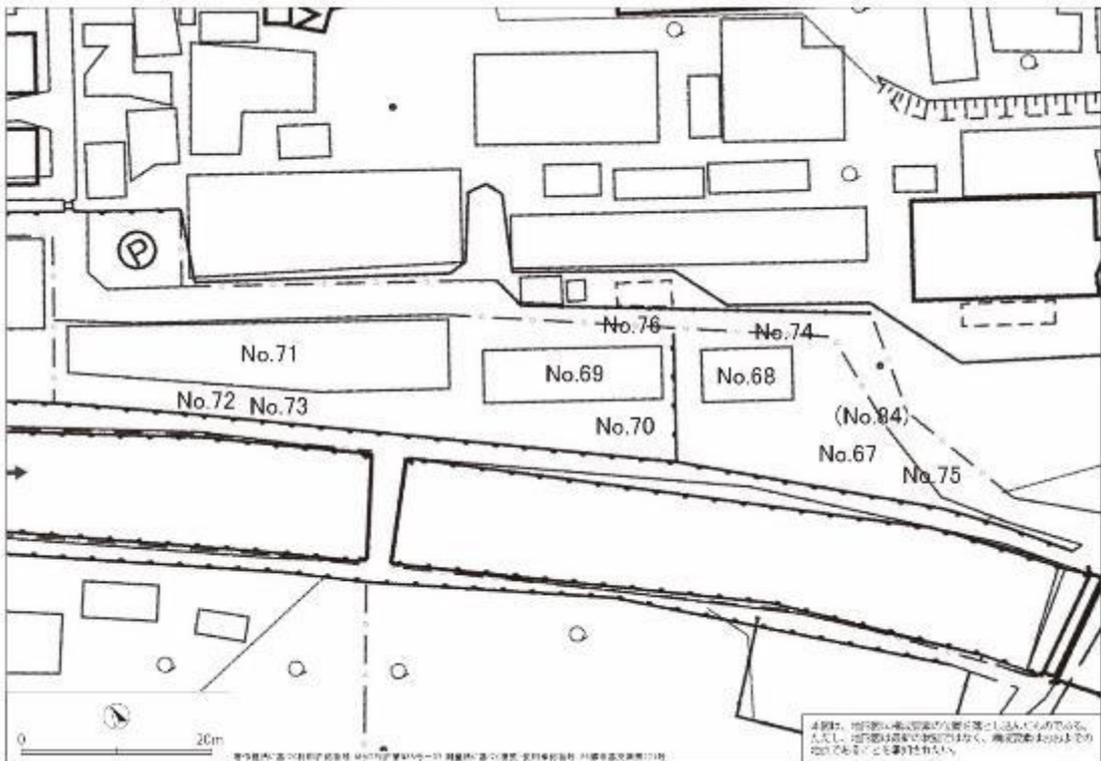
① 現・加賀公園エリア	No. 1	加賀公園	No. 15	土留	No. 29	板橋区防災備蓄倉庫	
	No. 2	射塚	No. 16	解説板（電気軌道線路跡および弾道検査管の標的）	No. 30	圍名石	
	No. 3	コンクリート擁壁	No. 17	広場	No. 31	水飲み	
	No. 4	築山	No. 18	コンクリート構造物	No. 32	木柵	
	No. 5	築山頂上部	No. 19	コンクリート構造物	No. 33	門柱跡	
	No. 6	陸軍工科学校板橋分校石碑	No. 20	パイプ管構造物	No. 34	花壇跡	
	No. 7	軽便鉄道軌道敷	No. 21	加賀前田家下屋敷跡石柱	No. 35	砂場跡	
	No. 8	看板	No. 22	案内板（加賀前田家下屋敷跡）	No. 36	便所	
	No. 9	公園灯	No. 23	板橋区と金沢市との友好交流都市協定締結記念碑	No. 37	燃焼試験室跡	
	No. 10	階段・鉄柵（手すり）	No. 24	スロープ	No. 38	危険薬品庫跡	
	No. 11	案内板	No. 25	ブランコ	No. 39	試験火薬置場跡	
	No. 12	ベンチ	No. 26	倉庫	No. 40	火気仮置場跡	
	No. 13	石積・玉石擁壁	No. 27	分電盤	No. 41	準備室跡	
	No. 14	金網柵	No. 28	金網柵	No. 42	常温貯蔵室跡	
② 造所エリア 旧・火薬製	No. 43	土塁	No. 51	地下貯蔵庫	No. 59	金網柵	
	No. 44	爆薬製造実験室	No. 52	常温貯蔵室	No. 60	コンクリート塀	
	No. 45	銃器庫	No. 53	土塁（北側）	No. 61	土留	
	No. 46	燃焼実験室	No. 54	土塁（南側）	No. 62	石	
	No. 47	擁壁	No. 55	発射場基礎	No. 63	排水溝跡	
	No. 48	弾道管	No. 56	試験室（No. 672）	No. 64	コンクリート基礎	
	No. 49	加温貯蔵室	No. 57	試験室（No. 552）	No. 65	階段	
	No. 50	ガラス窓枠	No. 58	軽便鉄道軌道敷	No. 66	加温貯蔵室試験火薬仮置場基礎	
	③ 研究所エリア 旧・理化学研	No. 67	コンクリート基礎	No. 73	井戸	No. 79	摩擦試験室（No. 455）
		No. 68	マイクロ加工棟	No. 74	電柱	No. 80	射場（No. 411）
No. 69		爆薬理学試験室	No. 75	看板	No. 81	火薬試験室（No. 439）	
No. 70		中性子線観測所土台	No. 76	金網柵・コンクリート塀	No. 82	厠	
No. 71		物理試験室	No. 77	酸置場（No. 449）	No. 83	□廊下	
No. 72		爆破試験用コンクリートアシカー	No. 78	仮置場（No. 525）	No. 84	土塁	
④ 周辺指定地 史跡指定地		No. 85	旧東京第二陸軍造兵廠建物群（東京家政大学構内）	No. 91	桜並木	No. 97	土塁
		No. 86	圧磨機圧輪記念碑	No. 92	橋（3基）	No. 98	レンガパーク
	No. 87	明治35年爆発事故招魂之碑	No. 93	石神井川緑道	No. 99	陸軍工科学校跡	
	No. 88	公益財団法人愛世会愛誠病院・シルバーピア加賀	No. 94	水溜（No. 513）	No. 100	東京都水道局・区立公園敷地	
	No. 89	公益財団法人愛世会 愛歯技工専門学校	No. 95	標柱			
	No. 90	石神井川	No. 96	コンクリート塀および壁柱			



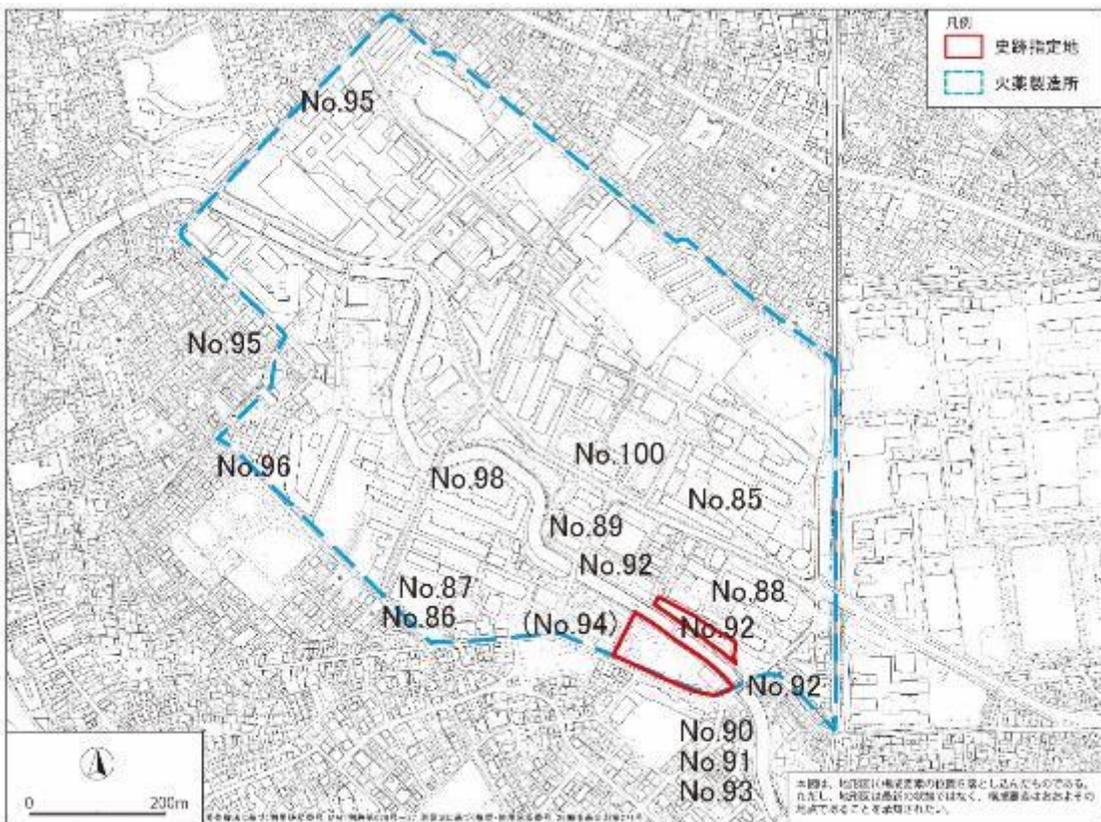
図〇〇 現加賀公園エリアの構成要素位置図



図〇〇 旧野口研究所エリアの構成要素位置図



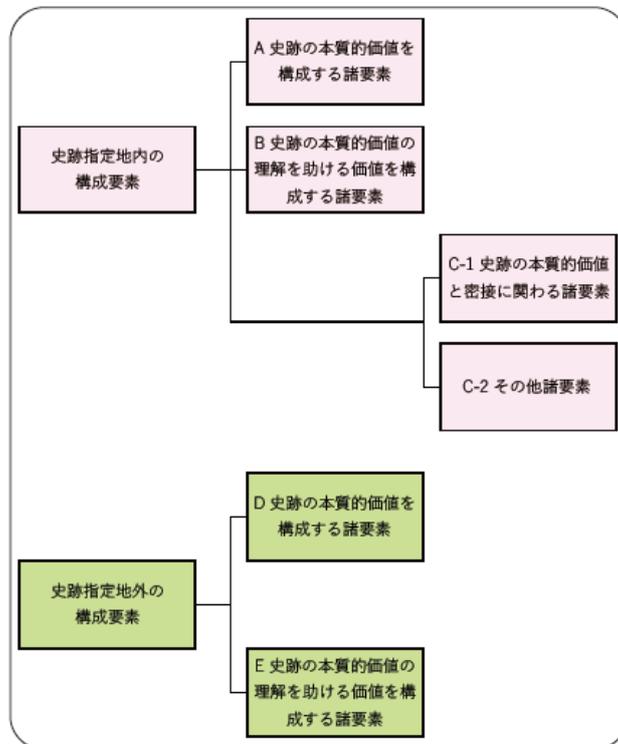
図〇〇 旧理化学研究所エリアの構成要素位置図



図〇〇 史跡指定地周辺エリアの構成要素位置図

②構成要素の特定

『保存活用計画』第3章では、それぞれの構成要素を体系的に把握するために、諸要素を史跡の価値に関係づける諸要素の特定の作業を行った。



図(要番号振当)：構成要素の体系図

表〇〇 史跡指定地内の構成要素の特定

諸要素区分	項目	諸要素		
		現区立加賀公園	旧野口研究所跡地	旧理化学研究所跡地
A 史跡の本質的 価値を構成す る諸要素	遺構	射塚、軽便鉄道軌道敷、築山	土塁、弾道管、発射場基礎、加温貯蔵室試験火薬仮置場基礎	宿舍コンクリート基礎、中性子線観測所土台、爆破試験用コンクリートアンカー、井戸
	歴史的建造物		爆薬製造実験室、銃器庫、燃焼実験室、加温貯蔵室、地下貯蔵庫、常温貯蔵室、試験室（No. 552・672）	爆薬理学試験室、物理試験室
	その他		擁壁、ガラス窓枠	
	顕著な遺構が地上に確認されない要素	燃焼試験室跡、危険薬品庫跡、試験火薬置場跡、火気仮置場跡、準備室跡、常温貯蔵室跡		設置場跡、仮置場跡、摩擦試験室跡、射場跡、火薬試験室跡、厠跡、口廊下跡、土塁跡、危険薬品庫跡
B 史跡の本質的 価値の理解を 助ける価値を 構成する諸要 素	記念碑等	陸軍工科学学校板橋分校石碑		看板
C-1 史跡の本質的 価値と密接に 関わる諸要素	工作物	加賀前田家下屋敷跡石柱、案内板（加賀前田家下屋敷跡）、板橋区と金沢市との友好交流都市協定締結記念碑、解説板（電気軌道線路跡および弾道検査管の標的）		
C-2 その他諸要素	本質的価値を構成しない要素	築山頂上部、看板、公園灯、階段・鉄柵（手すり）、案内板、ベンチ、石積・玉石擁壁、フェンス、土留、広場、パイプ管構造物、スロープ、ブランコ、倉庫、分電盤、板橋区防災備蓄倉庫、園名石、水飲み、木柵、便所	金網柵、コンクリート塀	電柱、金網柵・コンクリート塀、マイクロ加工棟
	現時点では価値を特定できない要素	コンクリート擁壁、コンクリート構造物	石、排水溝跡、コンクリート基礎	
	設備等が地上に確認されない要素	門柱跡、花壇跡、砂場跡	階段跡	

表〇〇 史跡指定地外の構成要素の特定

諸要素区分	項目	諸要素
D 史跡の本質的 価値を構成す る諸要素	遺構（を含む施設等）	水溜、標柱、コンクリート壁および壁柱、 土塁、陸軍工科学校跡、東京都水道局・ 区立公園敷地
	歴史的建造物 （を含む施設等）	旧東京第二陸軍造兵廠建物群（東京家政 大学構内）、公益財団法人愛世会愛誠病 院・シルバーピア加賀、公益財団法人愛 世会 愛歯技工専門学校
	記念碑等	圧磨機圧輪記念碑、明治 35 年爆発事故 招魂之碑
E 史跡の本質的 価値の理解を 助ける価値を 構成する諸要 素	その他	橋（3 基）、石神井川緑道、桜並木、レン ガパーク

(3)史跡指定地内に現存する遺構・建造物の往時の利用方法・機能

本項目は、遺構・建造物の保存、活用、整備、管理・運営等に関する計画の前提となる基本的な情報として、戦前の火薬製造所が稼働していた時期に、史跡指定地内に現存する遺構・建造物が、どのように利用され機能していたかを整理する。

火薬製造所は火薬を生産、供給するだけでなく、火薬の性能に関する試験や研究を実施し、試験に用いるための火薬の一時的な保管や移動などをしたように、火薬の製造、試験、研究、貯蔵などの多様な機能を担っていた。昭和 18 年の段階で約 50.2 万㎡を超える広大な敷地面積を有した火薬製造所は、これら諸機能に合わせてエリア分けされていたと考えられ、さらにそれに伴い特定の機能に用いる各施設・建物が建てられていた。各施設・建物は、1 棟 1 棟が単独で機能していたのではなく、複数の施設・建物が有機的に関係し合いながら複合的に利用されていた。

『保存活用計画』第 2 章で詳細を示した通り、板橋火薬製造所は明治 9 年に設置されて以来、昭和 20 年に稼働終了を迎えるまでのおよそ 70 年間で、徐々に敷地範囲を拡大させ、後述の通り生産される火薬の種類も時期によって多様化し、その多様な火薬の生産工程に伴った施設が建築された。また本章 2 に掲載した表■「指定地内に現存する遺構・建造物の履歴」からも明らかなように、史跡指定地に限定すれば、大正 12 年に発生した関東大震災以降、新たに施設・建物が多く建築されたことが確認されており、現在の史跡指定地周辺は関東大震災を前後にして大きく様子に変化しているといえる。こうした歴史的経緯を踏まえて、史跡指定地周辺が戦前において、どのような施設が所在していたのか、またそれら諸施設のうち遺構・建造物として現存するものは、往時においてどのような機能を果たしていたのかという点を確認する。

本項目の記述は、「①板橋火薬製造所における火薬生産」として、板橋での生産火薬の種類やその製造方法に関する基本的な状況を概観し、次に「②大正 11 年図に基づく火薬製造所諸施設の利用方法と機能」として大正 11 年時点での史跡指定地周辺の状態を、最後に「③現存する遺構・建造物の往時の利用方法・機能」として史跡指定地内に残る遺構・建造物の機能と主に昭和 18 年時点の史跡指定地周辺の状態に関係付けながら整理する。

なお、②では大正 11 年に調製された構内図に翌年発生した関東大震災の被害状況を記入した「附図二ノ四(震災被害建屋調査図)」(簿冊名「陸軍造兵廠歴史 大正 12 年度 関東地方震災関係業務詳報附表及付図」、防衛省防衛研究所所蔵、以下「大正 11 年図」と称す)が、関東大震災以前の火薬製造所全域の諸施設の構成を把握できる現時点で一番古い史料であることから、これを用い③では昭和 18 年に陸軍省によって調製された「旧東京第二陸軍造兵廠板橋工場構内図」(板橋区立郷土資料館所蔵「加賀五四自治会(肥田一穂氏寄贈)文書」に所収、以下「昭和 18 年図」と称す)が、昭和 20 年以前で最も新しい状態の構内を把握できる史料であることからこれを用いる。大正 11 年以前の火薬製造所内の状況については、火薬製造所内の一部を図示した史料が存在し、断片的に施設の存在を示唆するものの、火薬製造所全体を概観することはできないため、明治期の火薬製造所の様子の調査は今後の課

題とする。なお資料調査の継続的实施等に関する計画は、本計画第5章「8 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画」等で詳述する。

また本項目が対象にする史跡指定地における構成要素については、『保存活用計画』第2章において詳述した通りであり、本計画本章の前項に掲載した表■「史跡指定地内の構成要素の分類」(■頁参照)、および表■「構成要素の一覧」(■頁参照)において列挙した歴史的な遺構・建造物群を指す。なお、構成要素1件ごとの概要や来歴については、写真を付して『保存活用計画』第2章に100頁以上に亘って詳述したため、紙幅の都合上、本計画への転載は割愛した。

①板橋火薬製造所における火薬生産

板橋火薬製造所での火薬生産は、明治9年の創業当初からは黒色火薬を主としていたが、明治27年以降は無煙火薬(特にシングルベース無煙火薬)の生産を開始し、黒色火薬の生産が終了する明治39年以降は無煙火薬が主たる生産火薬となっていく。また板橋では爆薬も製造され、明治29年からはピクリン酸(黄色薬)、明治42年からはTNT(茶褐薬)、大正11年からはテトリル(茗亜薬)の生産を開始し終戦まで続いた。このように板橋において生産されていた火薬や爆薬の種類は時期によって異なることから、それにともなって火薬製造所内に建設、利用される諸施設は時期によって変化していったと考えられる。

また明治36年、火薬製造所内に設置された陸軍火薬研究所は、当初は東京砲兵工廠の直轄機関であったが、昭和20年の活動終了まで度々所管替えを経験している、大正8年には第一次世界大戦を経て新兵器開発などに向けて軍における科学・技術研究を推進することを目的にして、陸軍火薬研究所は廃止され、同時に新設された陸軍技術本部陸軍科学研究所の第二課に移管された。陸軍科学研究所は火薬のみならず兵器全般に関する研究を行っていた組織で、物理学系の第一課と化学系の第二課が設置され、旧火薬研究所は後者に該当した。

しかし昭和7年には陸軍科学研究所第二課(旧火薬研究所)は、ふたたび陸軍造兵廠(大正12年に砲兵工廠が組織改編)の火工廠の管轄となった。その後陸軍造兵廠直轄の研究所となった時期もあったが、昭和17年には陸軍兵器行政本部の陸軍造兵廠に属する東京第二陸軍造兵廠(昭和15年に火工廠が組織改編)の研究所となり終戦を迎えた。なお陸軍兵器行政本部は、陸軍造兵廠が属する兵器本部、陸軍科学研究所が属していた技術本部、兵器局が統合・再編された組織である。このように火薬研究所は、陸軍造兵廠と陸軍科学研究所の管轄下を行き来する複雑な組織変更を経たが、明治36年の発足当初は板橋火薬製造所の施設を用いる形で発足し、終戦時には史跡指定地周辺が火薬研究所のエリアとなり、そのための諸施設が設置されていたと考えられ、それらが現在、遺構・建造物として史跡指定地に現存している。

表(要番号振当)：陸軍板橋火薬製造所の生産火薬

	火薬の種類		板橋での生産時期	主な用途	昭和20年の生産実績※
板橋火薬製造所	火薬	黒色火薬	明治9年～明治39年	発射薬	0
		無煙火薬	明治27年～昭和20年	発射薬	18ト
	爆薬	ピクリン酸(黄色薬)	明治49年(31)～昭和20年	爆破薬、炸薬	367ト
		TNT(茶褐薬)	明治42年～昭和20年	爆破薬、炸薬	656ト
		テトリル(茗垂薬)	大正11年～昭和20年	伝爆薬	8ト

※桜火会、長谷川治良編『日本陸軍火薬史』(1969、私家本、142頁)の数値に基づく。

板橋火薬製造所で生産されていた火薬は、表(要番号振当)「陸軍板橋火薬製造所の生産火薬」に示した品種と考えられている。明治9年の創業からおよそ30年間は、火薬の中でも最も古く伝統的な品種である黒色火薬が主たる火薬として生産されており、史跡の価値にもあげているように、石神井川および水車を動力として活用し、圧磨機圧輪などの機器を用いながら製造されていた。19世紀後半になると、フランスやスウェーデン、イギリスなどのヨーロッパ各国で無煙火薬の開発が進められ、日本でも陸軍がその開発に着手し、明治21年に試製に成功し、明治27年からは板橋火薬製造所において本格的に製造を開始した。明治33年からは民間での猟用火薬の生産も板橋で始められている。この時期の詳細な火薬生産量は明らかになっていないが、この動向に伴って、黒色火薬の生産は減少したものと考えられ、明治39年には板橋における黒色火薬の生産が中止され、それ以降は無煙火薬が主たる生産品種となった。なお黒色火薬の生産は、明治15年に完成した岩鼻火薬製造所に機能が移転し、終戦まで製造が続けられている。

このように無煙火薬の製造開始以降は、板橋火薬製造所では新しい品種の試験・研究、およびその生産が行われていく。さらに前述した通り、明治36年に開設された陸軍火薬研究所の存在も、火薬製造所における火薬の生産に大きな影響を及ぼしていたと考えられる。

②大正 11 年図に基づく火薬製造所諸施設の利用方法と機能

図(要番号振当)：大正 11 年図に基づく史跡指定地周辺の諸施設の配置図



次に、現在確認している板橋火薬製造所の構内図としてもっとも古い大正 11 年図をもちいて、大正 11 年段階で史跡指定地周辺に所在した諸施設名と、その機能について確認する。なお図に掲載されている施設の名称は「」（鍵括弧）で示すが、現在の遺構・建造物の名称と異なる場合がある。名称の変更は建物の利用方法の変更に関する歴史的経緯を表しているため、名称で統一するのではなく、必要に応じて史料に基づく名称と現在の名称を併記する形で既述する。

大正 11 年図に拠れば、現在の史跡指定地には数棟の建造物と露天式発射場が設置されていることがわかり、その建造物のうち 1 棟が現存している。この建造物は煉瓦造建造物である「第三光沢室」であり、先述した現在の「**物理試験室**」の D 棟部分に該当すると考えられる。「第三光沢室」（現在の「物理試験室」、以下同）は、特に無煙火薬の製造の過程で、裁断された発射薬の滑りをよくするために黒煙で表面処理をする「光沢」という工程のための室であった。関東大震災以前の時期においては「第三光沢室」（「物理試験室」）の周囲に、溶剤や水分などを含んだ火薬を乾燥させる工程の「乾燥室」や、粘性の強い状態の火薬を練る工程の「捏和室」など、無煙火薬の製造工程に関する施設がまとまって設置されており、この「第三光沢室」を含む現在の B 地区の周囲には、火薬を製造する各種

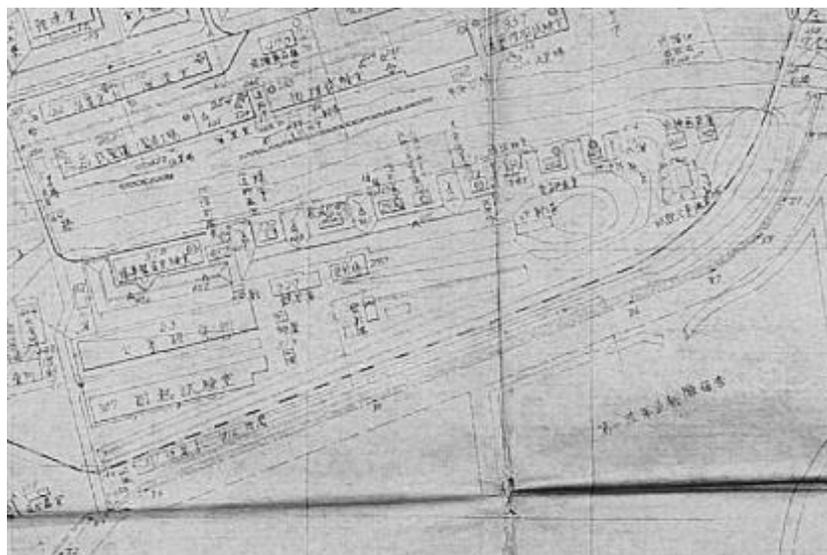
機能があったことがわかる。

石神井川の南岸、現在の A 地区およびその周辺に該当する地区には、「光沢室」、「耐熱試験室」、「分析室」、「職工会食所」、「便」(便所カ)、「酵母室」、「火薬仮置場」、「検速儀□」(□は判読不可)などの諸施設と、**築山**、**土塁**などからなる**露天式発射場**が所在している。建造物はいずれも現存していないが、**露天式発射場**はその後形状が改変を経ながら、発射試験の機能を維持したまま現在に至る。

露天式発射場を除く諸施設の機能を、施設の名称から推測することは難しいが、「光沢室」や「耐熱試験室」は無煙火薬の製造、試験に関する施設であり、少なくとも大正 11 年の時点では、石神井川南側でも火薬の製造に関する施設も設置されていたことがわかる。

③現存する遺構・建造物の往時の利用方法・機能

図(要番号振当)：昭和 18 年図に基づく史跡指定地周辺の諸施設の配置図



最後に昭和 18 年図を用いて、終戦までの段階でもっとも新しい火薬製造所構内の様子を確認し、特に史跡指定地周辺に現存する遺構・建造物の往時の機能について整理する。

【現在の A 地区について】

前述の通り火薬を製造するには原料の混合や化学的処理、切断や収函など、火薬の種類ごとに様々な工程が必要となり、火薬製造所の構内にはその工程に沿って各施設が設置されていた。ただし終戦時の史跡指定地は、他の史料から少なくとも昭和 14 年の段階では火薬研究所の敷地として使用されていたため、火薬の製造に関する具体的な工程に利用された遺構・建造物は少ないと考えられる。

唯一「**爆薬製造実験室**」は、室内の施設から化成爆薬を製造実験していたことが推定されるが、あくまでも研究所の施設として利用されていたものと考えられる。「**爆薬製造実験室**」

は史跡指定前に曳家による保存整備を行った際、構造に変化が生じたため(詳細については『保存活用計画』第2章を参照)現状でその往時の建物の全容がわかりにくくなっているが、B地区に現存する「**爆薬理学試験室**」と類似する平面構造をもっており、同じく研究施設としての機能をもっていたと想定される。

明治36年に火薬研究所が設置されたが、その詳細な研究内容については必ずしも明らかになっていない。しかしこれまでの調査によって現存する遺構・建造物の機能はおおむね判明しており、「**土塁**」や**射塚**からなる露天式発射場、同じく「**土塁**」や**弾道管**からなる隠蔽式発射場は、火薬の発射試験に用いられ、現状の規模から小銃による試験が行われていたものと想定される。明治期には大砲を用いた発射試験も実施されており、現状は改変を受けているものの、断続的に試験機能を引き継いでいる。

「**燃焼実験室**」、「**試験室**」は火薬に関する実験、試験を行った研究棟的な機能を有していたと想定される。史料的な制約から詳細な利用方法は不明だが、「**弾道管**」と連結していたと考えられる「**燃焼実験室**」は発射試験も行っていたものと考えられる。近年2棟全容を確認した「**試験室**」は具体的な用途は不明だが、実験や試験のために利用されたと推定される。

こうした試験、実験、研究に用いる火薬を、火薬庫から移動し一時保管するために用いたのが、「**常温貯蔵室**」、「**加温貯蔵室**」、**加温貯蔵室試験火薬置場基礎**、**地下貯蔵庫**である。いずれも土塁の北側に位置し、さらに往時は南北に直交土塁が築かれ、施設がほぼ単体で隔離されていたことがわかる。これら施設は、火薬を保管するために用いられていたが、「**加温貯蔵室**」は、低温になると機能に支障をきたす爆薬を加温しながら保管する施設であり、隣接する**加温貯蔵室試験火薬置場基礎**に暖房構造と思しき形状が確認されることから、その機能が推測される。**地下貯蔵庫**は、低温で保管する必要のある無煙火薬を安全に長期間保存するために用いられたと考えている。

【現在のA'地区について】

A'地区には、火薬製造所時代の建造物である「**燃焼試験室**」や「**試験火薬置場**」、「**常温試験室**」などA地区の遺構・建造物とも関係が深い施設が存在していた。少なくとも区立加賀公園が造成される昭和45年から同46年までは現存していたことが資料上明らかであり、現在も遺構が地下に埋蔵している可能性がある。これら施設もA地区の遺構・建造物と同様、火薬研究所の施設として利用され、試験や研究に関する機能を有していたと考えられる。

【現在のB地区について】

大正11年段階では、無煙火薬の製造施設が設置されていた石神井川北側のB地区は、A地区と同様に、昭和期以降は火薬研究所の一部として利用されてきた。「**物理試験室**」には、明治40年建築とされる煉瓦造建造物が残るが、それ以外の建造物は全て昭和期の建築であり、先述の通り、建造物の内部は、研究棟としての利用が想定される。「**物理試験室**」という名称は、「昭和18年図」によって確認できる名称で、先述した通り火薬研究所における研

究施設として利用されたと推測され、その名称から火薬の密度に粒度なども関する試験を行っていたと考えられ、煉瓦造建造物「第三光沢室」の東西に鉄筋コンクリート造建造物が増設、連結し、現在の状態に至る。

またB地区は、戦後は理化学研究所として利用されたが、「物理試験室」の内部に残る宇宙線観測機器が設置されていた室の建具、電算室の床上げ、写真の現像を行なった暗室などが残るほか、宇宙線の観測施設であり現在は基礎のみが残る「中性子線観測所土台」、研究員が生活していたとされる宿舍の遺構である「**宿舍コンクリート基礎**」は、理化学研究所による戦後の活動を示唆する重要な要素である。

以上、大正11年と昭和18年の火薬製造所のうち特に現在の史跡指定地周辺に限定して、そこに所在する諸施設の存在を確認したが、関東大震災以前は火薬研究所の施設と火薬製造に関する施設が混在していたが、昭和18年の段階では火薬研究所の施設群が集中していく状況がわかる。この変化は、前述の通り少なくとも昭和14年の段階で始まっていたことが他の史料から判明している。また諸施設は、1棟だけで機能を完結していたのではなく、具体的な火薬の品目の生産工程に則ってそれぞれ建築され、それぞれの建物が有機的に関係し合いながら稼働していたこともわかる。史跡指定地内/外の構成要素を火薬製造所の火薬生産、試験・研究などの諸機能との関係の中で把握し、的確に位置づけていくためには、今後も史料調査を継続的に実施するほか、史跡指定地内に残る構成要素自体の調査や全国に関連遺構・建造物の調査を行う必要がある。

(4)史跡指定地の所有状況

令和元年●月時点で、史跡指定地は国、都、板橋区土地開発公社が所有している。このうち板橋区土地開発公社が所有する土地については、令和3年度までに板橋区が取得する予定であり、現在は区と板橋区土地開発公社の協定により、板橋区が管理している。

なお国、東京都が所有する部分について、板橋区は文化財保護法第113条1項に規定される「管理団体」の指定を受けていない。適切な史跡の保存・活用を可能にする組織体制を構築するために、指定に向けた意見具申等を検討する。



図〇〇 平成31年3月時点での史跡指定地の所有状況

3 史跡等の公開活用のための諸条件の把握

(1)公開活用の現状

本史跡周辺は、「板橋区景観計画」に示されているように、石神井川を軸に緑が豊かな地区であるとともに、医療、文教、研究施設、住宅が立地している。

こうした環境に史跡指定地があり、その中で現在一般に開放されている部分が区立加賀公園である。加賀公園は、野口研究所から国に返還された土地を区が借地し、昭和46年に公園として整備したものである。来園者は公園内に現存する近世の加賀藩下屋敷時代の遺構である築山や火薬製造所時代の露天式発射場の的である射塚、軽便鉄道軌道敷跡などを間近に見学することで当地の歴史を感じることもできるとともに、公園内に植栽された樹木や草花により憩いを得ることができる。特に春には園内に植栽された桜が、近隣の石神井川緑道の桜並木とともに花見の名所として親しまれており、区はこの修景を観光資源として「板橋十景」のひとつに選定している。

また現在閉鎖管理している旧野口研究所跡地及び旧理化学研究所跡地の部分については、一般公開に向けた整備事業の検討を進めており、公開開始は史跡公園のグランドオープンと同じ令和7年(2025)を予定している。

一般公開前ではあるが、区では史跡の周知を図り、史跡を身近に感じていただく目的で公開事業を実施しており、ここでは教育委員会事務局生涯学習課の事業である文化財講座を紹介する。文化財講座は平成29年度に1回、30年度に2回、学術経験者や学芸員を講師とした講義および旧野口研究所跡地や旧理化学研究所跡地の内部の見学を実施したものである。両年度とも定員を超える参加申込みがあり、延べ78人の参加が得られ、終了後のアンケートでは同事業の継続を希望する意見が多くあり、本史跡に対する関心の高さが窺われる。今後も文化財講座をはじめとした公開事業を継続して実施し、史跡公園のグランドオープンの機運醸成の一助としていく。

(2)地元住民等の公開活用に関する要望

これまで史跡整備事業の一環として、生涯学習課を中心に町会・自治会の会議やまちづくりの会議の場を借りて、地域住民に対する説明を必要に応じて実施している。区からの史跡整備に関する情報提供と共有に併せて、地域住民からの意見聴取にも努めている。

前項で記載したように、平成30年度に生涯学習課の主催で文化財講座(近代化遺産)を開催し、その際のアンケート調査によって史跡整備に向けて公開・活用に関する意見等を得た。本項目では、参考としてそのアンケート結果(回答数78件)を抜粋して掲載する。

設問「史跡公園は、どのような公園になってほしいですか」(選択・自由回答)

<選択回答>

・ピクニックや散策のできる公園

約18.5%

・展覧会などの展示を見学できる公園	約 26.6%
・地域の歴史や区内の産業を学習できる公園	約 45.1%
・その他	約 9.6%

<自由回答>(以下、原文ママ)

- ・日本の歴史において板橋の火薬製造所が果たした役割・位置付けが分かるような公園。
- ・古い施設等は、部分的でもいいので、古いまま残すことも検討してほしいと思います。
- ・明治以降の歴史を学ぶことができる公園
- ・小学生等の教育の一環にして欲しい。
- ・産業を軸とした史跡公園という特色を活かした公園
- ・変に復元したり、リニューアルしないで、なるべくこのままの状態を保ったまま整備してほしい。
- ・家族で気軽に訪れられる公園にしてほしい
- ・恋人などと気軽に訪れられる公園にしてほしい
- ・気軽に訪れられる公園
- ・定期的なイベントを開くなどすれば、人を呼び込める公園になるのでは。
- ・区外の人たちも行きたくなるような(公園)にしてほしい

など

以上の結果では、史跡を通して地域や産業などの歴史を幅広く学び、それと同時に気軽に憩うことができる公園として公開・活用してほしいとの意見が多くあった。

「基本構想」における「“憩う”、“学ぶ”、“創る”」の3つのキーワードを中心に示した「基本方針」は、上記のアンケート結果と共通するものであり、『基本構想』のコンセプト「板橋の歴史・文化・産業を体感し多様な人々が憩い、語らう史跡公園」を尊重した整備事業が、一層重要となっていくことの1つの事例として捉えることができる。

(3)史跡整備に関連する行政計画

①文化・教育行政に関する計画

○板橋区史跡公園（仮称）基本構想（再掲）

旧東京第二陸軍造兵廠内火薬研究所等近代化遺産群調査団による学術調査、史跡、近代化遺産としての評価、国史跡の指定に向けた意見具申といった経過の中で、当地を史跡公園として保存、活用するための基本方針として平成29年度に策定した計画である。詳細は9ページに掲載している。

○史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画（再掲）

基本構想の理念を引き継ぎ、板橋の歴史・文化・産業を体感し、多様な人々が憩い、語ら

う史跡公園とするため、史跡の持つ歴史的価値を明らかにし、保存・活用するための基本的な方向性を定める計画として令和元年度に策定した。詳細は 13 ページに掲載している。

②都市計画行政に関する計画

○加賀一・二丁目地区地区計画

史跡指定地が含まれる加賀一・二丁目地区について、道路や安全で快適な歩行者空間の整備を図るとともに、緑豊かな環境づくりを進め、職と住の調和した良好な都市環境の形成をめざすため平成 14 年に決定された地区計画である。

この地区計画には史跡指定地が含まれており、B 地区として区域の整備、開発および保存に関する方針が示されている。以下に B 地区の地区整備計画部分を抜粋する。

地区区分	B 地区 (約 38.8ha)
建築物等の用途の制限	次に掲げる用途に供するために建築物を建築し、又は建築物の用途を変更してはならない。
	1) 建築基準法別表第二第 (ほ) 項第二号、第 (り) 項第二号に掲げる建築物 (※)
建築物の敷地面積の最低限度	300 m ²
壁面の位置の制限	1.歩道状空地にかかる敷地を除く全域については、道路境界線および隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、敷地面積が 300 m ² 以上の場合、1 m 以上とする。ただし、建築物の既存敷地が次の一に該当する場合は、以下に示す制限を受けるものとする。 1) 敷地面積が 80 m ² 以上 150 m ² 未満の場合は、壁面の位置は道路境界線及び隣地境界線から 0.5m 以上とする。 2) 敷地面積が 150 m ² 以上 300 m ² 未満の場合は、壁面の位置は道路境界線 1m 以上、隣地境界線から 0.5m 以上とする。 2.歩道状空地 1～3 号にかかる敷地については、歩道状空地のある道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は 3m 以上、その他の境界線から 1m 以上とする。
建築物の高さの最高限度	45m ただし、階段室、昇降機塔その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影部分の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは 5m までは当該建築物の高さに参入しない。また建築基準法第 59 条の 2 第 1 項に基づき、特定行政庁の許可を受けた建築物については、適用しない。

建築物等の形態 又は意匠の制限	建築物等の屋根及び外壁の色彩は刺激的な原色を避け、周辺環境と調和したものとする。	
垣又はさくの 構造の制限	道路（石神井川沿い緑道含む）に面する垣又はさくの構造は、生け垣又はフェンスとする。ただし0.6m以下の部分はこの限りではない。	
土地利用の制限 に関する事項	樹木等 の保全	地区内の良好な自然環境を維持するため樹木等の保全を図るとともに、整備後退部分も含め、緑化に努める。また、石神井川沿い緑道に面する敷地においては、特に、既存樹木を活かした緑化に努める。

※建築基準法別表第二第（ほ）項第二号、第（り）項第二号に掲げる建築物

第（ほ）項第二号は「第一種住居地域内に建築してはならない建築物」のうち「マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの」を指す。また第（り）項第二号は「近隣商業地域内に建築してはならない建築物」のうち「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」を指す。

○板橋区景観計画

板橋区景観計画は景観法第8条に基づき平成23年度に策定されたもので、良好な景観形成の実現に向けた総合的・複合的な景観形成施策を実施・展開するとともに、区民をはじめとする関係者が連携して良好な景観形成に取り組むことをめざす計画となっている。

同法では景観計画の対象地域となる景観計画区域を定めることとなっており（第8条2項）、板橋区は区全域を景観計画区域としている。さらに特に地区特性をいかした良好な景観の形成を図る必要があると認められる区域を景観形成重点地区に指定しており、これまで「板橋崖線軸地区」、「石神井川軸地区」、「常盤台一・二丁目地区」、史跡指定地周辺地を含む「加賀一・二丁目地区」の4地区が景観形成重点地区に指定されている。

○板橋区景観計画で示された地区の概要

【加賀一・二丁目地区】

・加賀は、中山道板橋宿に隣接し、江戸時代は加賀藩前田家の下屋敷の広大な敷地が広がっており、明治以後、陸軍の火薬製造所が建設された。石神井川沿いの桜並木や緑と調和しつつ、比較的規模の大きい敷地に医療、文教、研究施設や住宅が立地する職住が隣接した地区

景観形成重点地区については、地区の特性をいかした良好な景観の形成を図るため、地区ごとに「景観形成の方針」と「景観形成基準」を定めている。以下に史跡整備に関連する加賀一・二丁目地区の「景観形成の方針」および「景観形成基準」を示す。

【景観形成の方針】

【加賀一・二丁目地区の景観形成の方針】

- ・加賀の品格にふさわしい街並み景観の形成
 - 教育施設、研修施設、住居施設などそれぞれの用途において、建築物と公共空間（道路・公園など）が一体となった加賀の品格にふさわしい街並み景観の形成を図る。
 - 歴史を物語る建物や場所、樹木などを大切に、まち全体に四季の彩りを生かした緑がつながる景観づくりを進める。
 - 住環境や街並み景観を乱さない品格のある屋外広告物の設置に努める。
 - 学園通り、けやき通り、王子新道などの主要道路と沿道における、地域の歴史や緑を活かした品格とゆとりのある景観の形成を図る。
- ・石神井川の魅力を高める景観の形成
 - 石神井川沿いの桜並木・緑道や歩道との関係に配慮するなど、河川側から見える建築物の魅力を高める。
 - 樹種の選定や色彩に関して、石神井川沿いの桜並木・緑道などの自然環境と調和した景観づくりに努めるとともに、生態系に配慮した沿川緑化を進める。
 - 敷地の狭いところでは、家の周囲へのプランターの設置など、身近なところから緑を育て、石神井川の緑との連続性を創出する。
 - 石神井川の景観の軸となる桜並木の維持・保全に努めるとともに、景観を楽しむ場でもある歩行者空間について、周辺の景観に配慮した整備を進める。
- ・道路、公園や石神井川と一体となった楽しく快適に歩ける道の景観の形成
 - 道路・公園や石神井川からのオープンスペースの設置など、配置の工夫により、歩行者に憩いの場を提供するよう努める。
 - 見せ場やたまり場などの石神井川沿いの魅力を楽しめる場所やオープンスペースの設置に努め、緑道を軸とした歩行者の回遊ルートの形成を図る。
 - 歩行者の視線の範囲では、自然素材を利用するなど、石神井川の自然と調和した景観づくりを進める。
- ・安心で心地よい加賀をつくる景観の維持
 - 通りに面した部分の植栽や樹木、生け垣などは、見通しや夜間の暗がりに配慮した剪定を行うとともに、地域の景観資源として大切に維持管理に努める。
 - 開発に伴い整備した歩道状空地や広場などは、日常的な清掃や維持管理を行うとともに、定期的な修繕を通じて、加賀の景観の魅力を高める。
 - 区民・事業者・区の連携によって、良好な公共空間や道路境界部の維持・改善に努める。
 - 工事用仮設物、仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう設置位置、形態・意匠、色彩等に配慮する。

【景観形成基準】

史跡指定地は、加賀一・二丁目地区内でかつ石神井川沿いの区域（石神井川の河川区域又は河川区域に隣接する道路もしくは公園・緑地から20mの範囲）にあたるため、下記景観形成基準の共通基準と併せて石神井川沿い基準を適用する。

①建築物の建設等・工作物の建設等

区分	景観形成基準
配置	<p data-bbox="448 600 564 636">共通基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="448 651 1353 730">・道路、公園などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。 <li data-bbox="448 745 1353 824">・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮した配置とする。 <li data-bbox="448 840 1353 965">・公園・緑地周辺では、公園・緑地内外からの眺望や敷地内・敷地周辺の緑の連続性が保全されるようセットバックなどの建築物の配置や緑の配置に配慮する。 <li data-bbox="448 981 1353 1106">・主要道路の沿道や主要な交差点の角地では、建築物は道路からセットバックして建て、道路への圧迫感の軽減や、歩行環境の向上などゆとりある街並み景観の形成に努める。 <li data-bbox="448 1122 1353 1200">・敷地内に歴史的な建造物や残すべき自然などがある場合は、これを生かした建築物の配置とする。 <li data-bbox="448 1216 1353 1384">・商業施設は街並みの連続性に配慮しつつ、ベンチなどのアメニティ施設や、人が滞留できる機能を備えたオープンスペースを設けるなど、建築物の1階部分は、にぎわいある街並みの演出に寄与する建築物の配置に努める。 <li data-bbox="448 1400 1353 1478">・工場や倉庫は、道路境界線から壁面をできる限り後退させ、通りへの圧迫感を軽減するように努める。 <p data-bbox="448 1541 676 1576">石神井川沿い基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="448 1592 1353 1718">・オープンスペースを設けるなど、建築物は川からセットバックして建て、石神井川と調和した街並みに配慮した配置とし、緑道への圧迫感の軽減や、ゆとりある河川景観の形成に努める。 <li data-bbox="448 1733 1353 1812">・河川景観の見せ場（緑道、橋上、川の湾曲部、川沿いの高台）からの眺めを魅力的にする配置に配慮する。

高さ・規模	<p>共通基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、公園などの公共空間からの見え方に配慮し、周辺の建築物の高さ・規模との調和を図る。 ・中高層建築物は、高層部を道路側や公園等の公共空間からセットバックしたり、建築物全体を道路側からセットバックしたりするなど配置の工夫により、周辺への圧迫感の軽減や、ゆとりある景観の形成に努める。 <p>石神井川沿い基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石神井川沿いの建築物は、石神井川沿いの歩道などからの眺めが保全されるよう、上層部のセットバックを図るなど、川沿いからの眺めに配慮する。 ・河川景観の見せ場（緑道、橋上、川の湾曲部、川沿いの高台）からの眺めを魅力的にする高さ・規模に配慮する。
形態・意匠	<p>共通基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形態・意匠は、建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等との調和を図る。特に高さ 45m を超える建築物は、周辺建築物と調和した品格ある形態・意匠とし、遠方からの見え方や美しいスカイライン形成に配慮したものとする。 ・道路や河川・公園からの見え方に配慮した形態・意匠とする。 ・外壁は、長大で単調な壁面となることを避けるなど、街並みに圧迫感を与えないように配慮した形態・意匠とする。 ・建築物の外観は、閉鎖的でない形態・意匠とするなどの工夫により、周囲の建築物と協調しながら、歩行者目線での街並み景観の魅力化に努める。 ・建築物の外壁には、反射光の生じる素材を壁面の大部分にわたって使用することを避けるとともに、歩行者の目線に近い低層部の外壁仕上げには、石や木等の素材感のある材料を用いるように配慮する。 ・公園・緑地に隣接する建築物は、これら周辺の緑との調和に配慮した形態・意匠とする。 ・主要道路の沿道では、街並み景観が無表情なものとならないよう、建築物の通り側の壁面のデザインを工夫する。 ・歴史的な建造物の周囲で新築・改築などを行う場合は、形態・意匠・色彩が、歴史的な建造物と調和するよう努める。 <p>石神井川沿い基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜並木と調和した建築物の壁面のデザインとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・河川景観が無表情、単調なものとならないよう、歩行者からの見え方に配慮した建築物の河川側の壁面のデザインを工夫する。 ・河川景観の見せ場（緑道、橋上、川の湾曲部、川沿いの高台）からの眺めを魅力的にし、周辺の景観と調和した形態・意匠に配慮する。 																																																																																																										
<p>色彩</p>	<p>共通基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観は、温かみのある色彩・素材を用いたりするなどの工夫に努める。 ・建築物の中高層部の外壁は、圧迫感を不えないよう色彩に配慮する。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。 ・色彩は、下表の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p style="text-align: center;">《高さ 12m 未満の部分に対する色彩基準》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁基本色</th> <th colspan="3">強調色</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">0. OR~10. OR</td> <td>4 以上 6 未満</td> <td>4 以下</td> <td rowspan="3">0. OR~10. OR</td> <td>6 未満</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>6 以上 8.5 未満</td> <td>3 以下</td> <td>6 以上</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>8.5 以上 9 未満</td> <td>1.5 以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0. OYR~5. OYR</td> <td>4 以上 8.5 未満</td> <td>4 以下</td> <td rowspan="2">0. OYR~5. OYR</td> <td>4 以上 8.5 未満</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>8.5 以上 9 未満</td> <td>1.5 以下</td> <td>4 未満及び 8.5 以上</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5. OYR~5. OY</td> <td>4 以上 8.5 未満</td> <td>6 以下</td> <td rowspan="2">5. OYR~5. OY</td> <td>4 以上 8.5 未満</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>8.5 以上 9 未満</td> <td>1.5 以下</td> <td>4 未満及び 8.5 以上</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5. OY~5. OG</td> <td>4 以上 7 未満</td> <td>1 以下</td> <td>5. OY~5. OG</td> <td>—</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 以上 6 未満</td> <td>1 以下</td> <td>その他</td> <td>—</td> <td>1 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">《高さ 12m 以上の部分に対する色彩基準》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁基本色</th> <th colspan="3">強調色</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0. OR~10. OR</td> <td>4 以上 6 未満</td> <td>4 以下</td> <td rowspan="2">0. OR~10. OR</td> <td>6 未満</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>6 以上 9 未満</td> <td>1.5 以下</td> <td>6 以上</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0. OYR~5. OY</td> <td>4 以上 8.5 未満</td> <td>4 以下</td> <td rowspan="2">0. OYR~5. OYR</td> <td>4 以上 8.5 未満</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>8.5 以上 9 未満</td> <td>1.5 以下</td> <td>4 未満及び 8.5 以上</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5. OYR~5. OY</td> <td>4 以上 8.5 未満</td> <td>6 以下</td> <td rowspan="2">5. OYR~5. OY</td> <td>4 以上 8.5 未満</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>8.5 以上 9 未満</td> <td>1.5 以下</td> <td>4 未満及び 8.5 以上</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 以上 7 未満</td> <td>1 以下</td> <td>その他</td> <td>—</td> <td>1 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)</p> <p>※1 強調色：外壁面の 1/5 以下で使用可能とする。</p> <p>※注 自然素材：(木材や石材、土など) については、別途協議を行うものとする。</p>	外壁基本色			強調色			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	0. OR~10. OR	4 以上 6 未満	4 以下	0. OR~10. OR	6 未満	4 以下	6 以上 8.5 未満	3 以下	6 以上	3 以下	8.5 以上 9 未満	1.5 以下			0. OYR~5. OYR	4 以上 8.5 未満	4 以下	0. OYR~5. OYR	4 以上 8.5 未満	4 以下	8.5 以上 9 未満	1.5 以下	4 未満及び 8.5 以上	3 以下	5. OYR~5. OY	4 以上 8.5 未満	6 以下	5. OYR~5. OY	4 以上 8.5 未満	6 以下	8.5 以上 9 未満	1.5 以下	4 未満及び 8.5 以上	3 以下	5. OY~5. OG	4 以上 7 未満	1 以下	5. OY~5. OG	—	1 以下	その他	4 以上 6 未満	1 以下	その他	—	1 以下	外壁基本色			強調色			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	0. OR~10. OR	4 以上 6 未満	4 以下	0. OR~10. OR	6 未満	4 以下	6 以上 9 未満	1.5 以下	6 以上	3 以下	0. OYR~5. OY	4 以上 8.5 未満	4 以下	0. OYR~5. OYR	4 以上 8.5 未満	4 以下	8.5 以上 9 未満	1.5 以下	4 未満及び 8.5 以上	3 以下	5. OYR~5. OY	4 以上 8.5 未満	6 以下	5. OYR~5. OY	4 以上 8.5 未満	6 以下	8.5 以上 9 未満	1.5 以下	4 未満及び 8.5 以上	3 以下	その他	4 以上 7 未満	1 以下	その他	—	1 以下
外壁基本色			強調色																																																																																																								
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																																																																																						
0. OR~10. OR	4 以上 6 未満	4 以下	0. OR~10. OR	6 未満	4 以下																																																																																																						
	6 以上 8.5 未満	3 以下		6 以上	3 以下																																																																																																						
	8.5 以上 9 未満	1.5 以下																																																																																																									
0. OYR~5. OYR	4 以上 8.5 未満	4 以下	0. OYR~5. OYR	4 以上 8.5 未満	4 以下																																																																																																						
	8.5 以上 9 未満	1.5 以下		4 未満及び 8.5 以上	3 以下																																																																																																						
5. OYR~5. OY	4 以上 8.5 未満	6 以下	5. OYR~5. OY	4 以上 8.5 未満	6 以下																																																																																																						
	8.5 以上 9 未満	1.5 以下		4 未満及び 8.5 以上	3 以下																																																																																																						
5. OY~5. OG	4 以上 7 未満	1 以下	5. OY~5. OG	—	1 以下																																																																																																						
その他	4 以上 6 未満	1 以下	その他	—	1 以下																																																																																																						
外壁基本色			強調色																																																																																																								
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																																																																																						
0. OR~10. OR	4 以上 6 未満	4 以下	0. OR~10. OR	6 未満	4 以下																																																																																																						
	6 以上 9 未満	1.5 以下		6 以上	3 以下																																																																																																						
0. OYR~5. OY	4 以上 8.5 未満	4 以下	0. OYR~5. OYR	4 以上 8.5 未満	4 以下																																																																																																						
	8.5 以上 9 未満	1.5 以下		4 未満及び 8.5 以上	3 以下																																																																																																						
5. OYR~5. OY	4 以上 8.5 未満	6 以下	5. OYR~5. OY	4 以上 8.5 未満	6 以下																																																																																																						
	8.5 以上 9 未満	1.5 以下		4 未満及び 8.5 以上	3 以下																																																																																																						
その他	4 以上 7 未満	1 以下	その他	—	1 以下																																																																																																						

石神井川沿い基準

- ・高さ 12m 未満の中低層部では、桜並木の緑や石神井川の水の色彩と調和した落ち着きとうるおいのある景観の形成を図るため、外壁基本色は樹木の緑に馴染む色彩とし、部分的な強調色は、落ち着きが感じられる中彩度までの色彩とすることとし、それぞれ下表の色彩基準に適合するものとする。
- ・高さ 12m 以上の高層部では、桜並木の緑と馴染みつつも、周囲に圧迫感を与えない色彩とすることとし、高さ 12m 以上の部分に対する色彩基準（右表参照）に適合するものとする。
- ・なお、高さ 12m 以上の高層部では、強調色は極力用いないこととするが、万が一使用する場合には、落ち着きが感じられる中彩度までの色彩（高さ 12m 以上の部分に対する色彩基準に適合するもの）を用いる。

《高さ 12m 未満の部分に対する色彩基準》

外壁基本色			強調色		
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
0.0R~10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	0.0R~10.0R	4 以上 6 未満	4 以下
	6 以上 7 未満	3 以下		4 未満及び 6 以上	3 以下
0.0YR~5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	0.0YR~5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
				4 未満及び 7 以上	3 以下
5.0Y~5.0G	4 以上 7 未満	1 以下	5.0Y~5.0G	—	1 以下
その他	4 以上 6 未満	1 以下	その他	—	1 以下

《高さ 12m 以上の部分に対する色彩基準》

外壁基本色			強調色		
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
0.0R~10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	0.0R~10.0R	4 以上 6 未満	4 以下
	6 以上 9 未満	3 以下		4 未満及び 6 以上	3 以下
0.0YR~5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	0.0YR~5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下
	7 以上 9 未満	3 以下		4 未満及び 7 以上	3 以下
その他	4 以上 7 未満	1 以下	その他	—	1 以下

（日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による）

- ※1 強調色：外壁面の 1/5 以下で使用可能とする。
- ※注 自然素材：（木材や石材、土など）については、別途協議を行うものとする。

公開空地・
外構・緑化

共通基準

（緑化）

- ・通りに面する部分には、生け垣を設けたり、足元に植栽を施したりするなど、敷地の際を緑や花で彩るように努める。

- ・敷地の通り側には、樹木を植えるように努め、既存の樹木とともに街並み景観の演出を図る。
 - ・敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。
 - ・敷地内のオープンスペースには、四季折々の花や樹木を植えるなど、潤いある緑づくりを進める。
 - ・緑化に当たっては、樹種の選定や緑の連続性に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。特に石神井川の周辺では、桜並木との調和を意識した樹種を選定する。
- (オープンスペース・外構)
- ・隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、安心・安全で快適な歩行者空間を確保するよう努める。
 - ・公開空地等のオープンスペースが、区民の憩いの場となるよう、植栽、ベンチ等の設置等による工夫を図るよう配慮する。
 - ・通りに面する部分には、ブロック塀や万年塀を設けないように努める。
 - ・塀や垣・柵を設ける場合は、見通しのよいものとするほか、道路境界線からこれらを後退させたり、地盤面からの高さを低くしたりして敷地内外からの見通しを確保するなど、通りへの圧迫感を軽減し、通りに対して閉鎖的にならないよう努める。
 - ・外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。
- (場所性、用途による配慮)
- ・主要な交差点に接する部分では、交差点の表情を豊かにするアクセントを設置するよう努める。
 - ・歴史的な建造物のある敷地や、その周辺の敷地においては、歴史的な建造物の見え方に配慮するとともに、オープンスペースを設けたり、緑化するなどし、その魅力を高めるよう努める。
 - ・加賀の歴史を物語る碑やモニュメントなどが設置されている場所では、その周囲に、人々が立ち止まることのできるスペースの確保に努める。
 - ・商業施設で公開空地等のオープンスペースを設ける場合には、にぎわいある街並みの演出に配慮し、ベンチ等のアメニティ施設を設置するなど、空地の活用方法を工夫する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・工場や倉庫の接道部は、開放的な柵などを利用した緑化や歩行者のためのオープンスペースを道路側に設けるなど、沿道に圧迫感を与えないよう、街並みの形成に配慮する。 <p>石神井川沿い基準</p> <p>(緑化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石神井川沿いの樹木との連続性に配慮し、敷地内の緑化を図り、特に公共空間に向けた緑の配置に努める。 ・桜並木との調和を意識した樹種を選定する。 <p>(夜間景観)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川沿いの敷地では、夜間に暗くならないよう、夜間景観に配慮する。 <p>《解説：緑化について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な敷地：戸建住宅等の敷地においては、石神井川沿いに生垣やプランター、シンボルツリーを設けるなど、可能な範囲での緑化を図る ・大規模な敷地：「東京都板橋区緑化の推進に関する条例」にて求められる緑化をできる限り石神井川に向けて配置する
<p>駐車場などの 付属物</p>	<p>共通基準</p> <p>(駐車場、駐輪場、自動販売機、ごみ置き場などの付属施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場や駐輪場、自動販売機などの建築物に付属する施設や設置物等については、公共空間からの見え方に配慮した配置とする。 ・建築物に付属する駐車場（立体駐車場を含む）や自動販売機、ごみ置き場などの設置物が、通りから直接見えにくい構造とする。やむを得ない場合には、植栽・植栽を施す、色彩を工夫するなど、通りから目立たないように努める。 <p>(設備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根・屋上に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 ・建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。 <p>(照明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点滅する光源や色の変化など、過度な照明は避けるように努める。 ・1階部分に店舗・事務所等を配置する場合は、夜間に暗くならないようライトアップするなど、夜間景観にも配慮した形態・意匠とする。 <p>(屋外広告物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看板などの屋外広告物は、デザインの統一や共架・統合を図るなど、加賀の品格を高めるよう努めるほか、周辺の看板などの高さ、位置にも配慮したものとす。

	<p>石神井川沿い基準</p> <p>(駐車場、駐輪場、自動販売機などの付属施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場や駐輪場、自動販売機などの建築物に付属する施設や設置物等については、石神井川沿いの歩道などからの眺めに配慮した配置とする。やむを得ず河川側に面して配置する場合には、緑化による遮蔽に努めるほか、色彩を工夫するなど、通りから目立たないように努める。 <p>(設備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根・屋上に設備等がある場合には、建築物と一体的に計画するほか、植栽や自然素材を用いた囲いで蔽うなど、歩行者からの見え方に配慮する。
--	--

②開発行為

区分	景観形成基準
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域の土地利用に配慮した計画とする。 ・ 事業地内の空地と建築物の配置について、周辺地域との連続性に配慮する。 ・ 事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合や、区画割りにより整形な土地が生じる場合には、それらの場所を緑地やオープンスペースとして活用するなど、地域の良い景観の形成を図る。 ・ 電線類については、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。
造成等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。 ・ 擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減する。 ・ 石神井川沿いの造成では、桜並木や緑道といった景観や生態系に配慮する。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の樹木等はできる限り保存し、周囲の公園、道路などの公共空間から見えるような配置とする。 ・ 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺との調和を図ることで、うるおいのある空間を創出する。

③土地の造成（墓地や資材置き場、駐車場の造成）

区分	景観形成基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塀や柵などの工作物を設ける場合には、周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地外縁部には、緑化を図るなどにより、直接外部から見通せないよう努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の樹木等はできる限り保存し、周囲の公園、道路などの公共空間から見えるような配置とする。 ・敷地内はできる限り緑化を図り、周辺との調和を図ることで、うるおいのある空間を創出する。
--	--

④堆積（屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積）

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外における物件の集積又は貯蔵は、石神井川沿いの桜並木や緑道に配慮して配置し、高さを抑えた、整然とした積み上げ方とし、周辺に圧迫感を与えないようにする。 ・堆積物が、石神井川や周辺の道路、公園などの公共空間から見えないよう、生垣等により、直接外部から見通せないよう努め、周辺の景観と調和するよう配慮する。

③建設土木行政に関する計画

○いたばしグリーンプラン 2025

いたばしグリーンプラン 2025 は平成 27 年度に策定され、都市緑地法に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地（農地を含む）の保全や緑化の推進に関する目標、方針、施策や、都市公園の整備、管理の方針などを定める基本計画である。

この計画の中では、令和 7 年（2025）までの計画期間における板橋区全体の数値目標を以下の通り定めている。

■緑の量に関する目標値 【緑被率】

20.3%（H26 調査値） ⇒ 21.0%（R 7 目標値）

※「緑被率」は、緑被地面積（樹木被覆地、草地、農地、屋上緑化）の区面積に占める割合を計測した値である（最小抽出単位は 1 m²）。

■公園整備に関する目標値 【公園率】

5.87%（H28 未現況） ⇒ 6.10%（R 7 目標値）

※「公園率」は、区面積に対する都市公園面積の占める割合である。

■緑の区民満足度に関する目標値

35%（H28 調査値） ⇒ 40%（R 7 目標値）

※緑に関する満足度を測る指標として、住まいの周りの緑についての満足度（「緑に関するアンケート」で満足・ほぼ満足と答えた人の割合）を目標値として設定している。

■みどりのイベント・協働活動参加者数に関する目標値

延べ 50 万人（H30 年度～R 7 年度までの目標参加者数）

また当該史跡の整備については、計画期間内に取り組む重点プロジェクトの一つに設定されており、以下に該当部分を抜粋し掲載する。

板橋区史跡公園（仮称）の整備

■近代化・産業遺産を保存・活用した都内初となる板橋区史跡公園（仮称）を整備し、板橋の産業発展や地域の歴史、平和に対する学びの場を提供します。

■公園周辺エリアを面的にとらえ、中山道板橋宿や加賀藩下屋敷が置かれていた歴史的な価値を活かした情緒あふれる環境整備を目指します。

④観光行政に関する計画

○板橋区産業振興構想 2025・板橋区産業振興事業計画 2021（再掲）

「板橋区産業振興構想 2025」は社会・経済環境の変化に対応し、区産業の一層の活性化を図っていくために策定した計画であり、同構想に基づく施策の具体的な事業内容を示した計画が「板橋区産業振興事業計画 2021」である。詳細は8ページに記述した。

○板橋区観光振興ビジョン 2025

平成17年、区は「板橋区観光振興ビジョン」を策定し、観光集客や受入基盤づくりなどに取り組んできたが、策定から10年以上が経過し、区の観光施策を取り巻く環境が大きく変化していることから、平成30年度に観光分野における新たな方針を示す、「板橋区観光振興ビジョン 2025」を策定した。

新たなビジョンでは、「歴史が結ぶ、懐かしさと新しさに出会えるまち」を基本理念に掲げ、「歴史・文化がつなぐ板橋ストーリーをつくる」、「もてなしの心がつなぐ観光基盤をつくる」という2つの基本目標及び「板橋への愛着と誇りをはぐくむ」、「歴史・文化・暮らしの魅力をいかす」、「新たな観光価値を創造する」、「地域を挙げて魅力を発信する」、「観光を楽しむ環境を整える」といった5つの目標のもと、「磨く」・「創る」・「伝える」の3つの視点を組み合わせた事業を展開する計画となっている。

史跡整備は上記5つの目標のうち、「新たな観光価値を創造する」という目標の中に位置付けられており、以下に該当部分を抜粋し掲載する。

近代化遺産としての史跡公園整備

近代化・産業遺産を保存・活用した都内初となる史跡公園を整備し、板橋の産業発展や地域の歴史、平和に対する学びの場を提供します。

また、公園周辺エリアを広域的に捉え、中山道板橋宿や加賀藩下屋敷がおかれていた歴史的な価値をいかした情緒あふれる環境及び多様な人々が気軽に集い・憩うことのできる環境整備をめざします。

4 板橋区の文化財

平成 31 年 3 月現在、板橋区では、国指定文化財 4 件、東京都指定文化財 8 件、区文化財 184 件が指定・登録されている。

史跡陸軍板橋火薬製造所跡の指定地内には、加賀藩下屋敷に関する史跡である区登録記念物(史跡)「加賀前田家下屋敷跡」(昭和 63 年度登録)があり、登録範囲には、加賀藩下屋敷時代の唯一の遺構である築山部分が残っており、現在は区立加賀公園として一般公開している。

また史跡陸軍板橋火薬製造所跡の周辺には、隣接する区登録記念物(史跡)「板谷公園 付銘板」(平成 20 年度登録)のほか、旧中山道沿いに東光寺や観明寺などの寺院、石神井川に架かり、一説には板橋の地名の起こりとされる区登録記念物(史跡)「板橋」(昭和 61 年度登録)、板橋町成立後の明治 30 年(1897)から、昭和 7 年(1932)10 月に板橋区が成立するまで行政機能を担っていた区登録記念物(史跡)「旧板橋町役場跡地」(平成 14 年度登録「一町三村役場跡地」のうちのひとつ)などがある。

また、天保 12 年(1841)に、高島秋帆が西洋式砲術の調練を行ったとされる区登録記念物(史跡)「徳丸ヶ原」(昭和 60 年度登録)は、調練が行われた現在の三園・高島平・新河岸一帯にあたる。徳丸ヶ原公園には、高島秋帆の事績を記念するために大正 11 年(1922)に建てられた登録有形文化財(歴史資料)「徳丸遺跡碑」(平成 26 年度登録)(昭和 44 年まで弁天塚に設置)も残る。さらに松月院境内に現存する区登録有形文化財(歴史資料)「火技中興洋兵開祖高島秋帆紀功碑」(平成 26 年度登録)も高島秋帆を顕彰するもので、大正 11 年に東京兵器本廠長を歴任した押上荘蔵が発起人総代として建立に関わった。

このほか他項でも紹介しているように、幕末に幕臣澤太郎左衛門によって欧州からもたらされ、火薬製造所時代に黒色火薬の製造に用いられた区登録記念物(史跡)「圧磨機圧輪記念碑」(昭和 60 年度登録)、陸軍板橋火薬製造所時代の建造物である区登録有形文化財(建造物)「旧東京第二陸軍造兵廠建物群(東京家政大学構内)」(平成 20 年度登録)、加賀五四自治会の史料群で、特に当史跡の戦後の状況がわかる区登録有形文化財(歴史資料)「加賀五四自治会(肥田一穂氏寄贈)文書」(平成 17 年度登録)など、国史跡陸軍板橋火薬製造所跡に関連する文化財も多くある。

なお、地域全体における文化財の保存・活用と、本史跡との関連を念頭に置いた事業実施計画については、本計画第 5 章「8 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画」で記述する。

表〇〇 区指定・登録文化財

番号	区分	年度	分類	種類	文化財名称
1	指定	昭和58	有形	歴史資料	観明寺寛文元年庚申塔
2	指定		有形	歴史資料	東光寺寛文二年庚申塔
3	指定		有形	考古資料	圓福寺明徳二年雲版
4	指定		有形	考古資料	龍福寺建長七年板碑
一	指定		有形	考古資料	前野町式土器
5	登録		無形	芸能	説経浄瑠璃
6	登録		無形民俗	民俗芸能	徳丸北野神社田遊び
7	登録		無形民俗	民俗芸能	赤塚諏訪神社田遊び
8	指定		無形民俗	民俗芸能	徳丸北野神社獅子舞
9	指定		無形民俗	民俗芸能	赤塚諏訪神社獅子舞
10	指定		無形民俗	民俗芸能	徳丸四ツ竹踊り
11	指定		無形民俗	民俗芸能	祭り囃子(神田囃子)
12	指定		無形民俗	民俗芸能	里神楽
13	指定	無形民俗	民俗芸能	大門餅つき	
14	指定	昭和59	有形民俗	民俗資料	東新町水川神社郷土資料館所蔵品一括
*	登録		無形	工芸技術	金工・鍍金
15	登録		有形	歴史資料工芸品	大室銅鐘
16	登録		有形	歴史資料工芸品	安養院銅鐘
17	指定		有形	歴史資料	徳川将軍朱印状
18	指定		有形	歴史資料	若木稲荷神社「四季農耕図」絵馬
19	指定		有形	歴史資料	遍照寺「遍照寺参詣図」絵馬
20	登録		有形	歴史資料	新田坂道祖神等石造物
21	登録		有形	歴史資料	志村坂上富士大山道標・庚申塔
22	登録		記念物	史跡	志村一里塚
23	登録		記念物	史跡	茂呂遺跡
24	登録		記念物	史跡	稲荷台遺跡
25	登録		有形	古文書	安井家文書
26	登録	有形	古文書	大野和夫家文書	
27	登録	昭和60	有形	歴史資料	日曜寺扁額
28	指定		有形	歴史資料	圓福寺月待画像板碑
29	登録		有形	考古資料	志村延命寺板碑群
30	登録		記念物	史跡	徳丸ヶ原
31	登録		記念物	史跡	大堂
32	登録		記念物	史跡	伝・千葉一族の墓地
33	登録		記念物	史跡	早瀬の渡し水神宮碑
34	登録		記念物	史跡	圧磨機圧輪記念碑
35	登録		記念物	史跡・遺跡	小豆沢貝塚
36	登録		記念物	史跡	中用水遺構石橋
37	登録		有形	歴史資料	天保飢饉の供養塔
38	登録		有形民俗	信仰	御嶽神社の狛犬
39	登録		有形民俗		清水資料館収蔵品一括
40	登録	記念物	史跡	下頭橋と六蔵祠	
41	登録	記念物	史跡	縁切榎	
42	登録	記念物	史跡	板橋	
43	指定	昭和62	無形民俗	民俗芸能	祭り囃子(神田囃子)
44	登録		有形	歴史資料	京徳観音堂の延文六年宝篋印塔
45	登録		有形	歴史資料	井上正昭・井上正貞父子の墓
46	登録		有形民俗	信仰	しろかき地藏
47	登録		有形民俗	信仰	志村延命寺の庚申薬師
48	登録		有形民俗	信仰	南蔵院の庚申地藏

註：網掛は指定・登録解除をうけた文化財を示す。

番号	区分	年度	分類	種類	文化財名称
49	登録	昭和63	有形	歴史資料	大善寺址石坂供養塔
50	登録		有形	歴史資料	飯田静の碑
51	登録		記念物	史跡	加賀前田家下屋敷跡
52	指定	平成元	有形	彫刻	安養院紅顔梨色阿彌陀如来坐像
53	指定		有形	彫刻	安養院釈迦四面像
54	指定		有形	彫刻	文殊院文殊菩薩坐像
55	登録		有形	考古資料	増福寺年不詳名号板碑
56	登録		有形	考古資料	常楽院年不詳阿彌陀三尊種子板碑
57	登録	有形	歴史資料	縁切榎茶屋風景図絵馬	
58	指定	平成2	有形	彫刻	総泉寺薬師三尊像
59	指定		有形	彫刻	観明寺聖観音立像
60	指定		有形	彫刻	観明寺不動三尊像
61	指定		記念物	史跡	薬師の泉跡
62	指定		有形	絵画・書跡	徳丸北野神社絵馬・扁額一式
63	指定		無形民俗	民俗芸能	大門四ツ竹踊り
64	指定	平成3	有形	歴史資料	泉福寺十一面観音立像
65	登録		有形	歴史資料彫刻	子易神社子安観音坐像
66	登録		有形	考古資料	根ノ上遺跡出土弥生式土器
67	登録		記念物	史跡・遺跡	根ノ上遺跡
68	(登録)		有形	考古資料	常楽院土器収蔵庫収蔵品一括 【範囲拡大】<名称変更>
69	指定	平成4	有形	歴史資料	長徳寺阿弥陀如来立像
70	登録		有形	歴史資料彫刻	大堂阿弥陀如来坐像
71	登録		有形	歴史資料彫刻	大堂閻魔王坐像
72	登録		有形	古文書	須田誠一家文書
73	指定		有形民俗	信仰	富士永田講開関係祭具一括
74	登録	平成5	有形	考古資料	成増との山遺跡出土石器類一括
75	登録		有形	考古資料	西台遺跡出土土器
76	登録		記念物	史跡・遺跡	中台馬場崎貝塚
77	指定		有形	考古資料	大門遺跡出土品旧石器時代石器・3号方形周溝墓出土品一括
78	登録		記念物	天然記念物	諏訪神社のこぶヶやき
79	登録	記念物	天然記念物	諏訪神社の夫婦イチョウ	
80	登録	記念物	天然記念物	水川神社の参道並木	
81	登録	記念物	天然記念物	小豆沢神社のスダジイ	
82	登録	記念物	天然記念物	稲荷神社のイチョウ	
83	登録	記念物	天然記念物	稲荷神社のムク	
84	登録	記念物	天然記念物	安養院のカヤ	
85	登録	記念物	天然記念物	圓福寺のコウヤマキ	
86	登録	記念物	天然記念物	西光院のスダジイ	
87	登録	記念物	天然記念物	松月院のヒラギ	
88	登録	記念物	天然記念物	熊野神社の樹林	
89	登録	有形	歴史資料	東光寺石造地藏菩薩坐像及び台座	
90	登録	有形	考古資料	徳丸東遺跡遺構出土遺物	
91	登録	記念物	史跡	空襲犠牲者供養の地藏(平安地藏)	
92	登録	平成7	記念物	史跡	空襲犠牲者供養の地藏(平安地藏)
一	指定		有形	歴史資料	* 圓福寺月待画像板碑【指定昇格】
一	指定	記念物	史跡	* 圧磨機圧輪記念碑【指定昇格】	
93	指定	平成8	有形	考古資料	前野田向遺跡第2地点出土縄文時代遺物一括
94	登録		有形	古文書	大野幸雄家文書
95	登録		有形	歴史資料	脇本陣豊田家資料一括
96	登録		有形	建造物	旧田中家住宅

表〇〇 区指定・登録文化財

番号	区分	年度	分類	種類	文化財名称
97	登録	平成9	有形	歴史資料	飯田博通家資料
98	登録		有形	古文書	乗蓮寺文書
—	指定		記念物	史跡・遺跡	*根ノ上遺跡【指定昇格】
—	指定		有形	考古資料	*根ノ上遺跡出土弥生式土器【指定昇格】
99	登録	平成10	有形	古文書	智清寺文書
100	登録		有形	歴史資料	板橋信濃守忠康墓 付石灯籠
101	登録		有形	歴史資料	宇喜多秀家供養塔
102	登録		有形	歴史資料	飯田侃家資料
—	指定		無形民俗	民俗芸能	*里神楽【保持者追加認定】
—	(登録)		有形	歴史資料	*遍照寺所蔵絵馬【範囲拡大】
103	登録	平成11	有形	考古資料	前野兎谷遺跡出土遺物(一括)
*	登録		無形	芸能	歌舞伎音楽長唄
104	登録	平成12	有形	歴史資料	安養院文書
105	登録		有形	考古資料	中台島中遺跡出土遺物
106	登録		有形	建造物	松月院大堂(三間堂)
107	登録		有形民俗	民俗資料	渡辺学園裁縫雛形コレクション
—	(登録)		無形	芸能	*説経浄瑠璃【保持者追加認定】
108	登録	平成13	有形	歴史資料 古文書	南常盤台・天祖神社所蔵資料
109	登録		有形	考古資料	茂呂遺跡(B地点・C地点)出土旧石器時代遺物
—	(登録)		有形 有形民俗	歴史資料 民俗資料	*飯田侃家資料【追加登録】
—	(登録)		有形	古文書	*大野和夫家文書【追加登録】
110	登録	平成14	有形	古文書	粕谷尹久子家文書 付粕谷貞夫家文書
登録			記念物	史跡	一町三村役場跡地
					(1)旧板橋町役場跡地
					(2)旧上板橋村役場跡地 付門柱
					(3)旧志村役場跡地
111				(4)旧赤塚村役場跡地 付赤塚村自治記念碑	
112	指定	平成15	有形	建造物	旧粕谷家(東の隠居)住宅 付宅地
113	登録	平成16	有形	古文書	圓福寺文書
114	登録		有形	歴史資料	区内所在庚申塔(一括)
*	登録		無形	工芸技術	彫金
*	登録		無形	工芸技術	木彫刻
*	登録		無形	工芸技術	仏像彫刻
115	登録		無形	工芸技術	象牙彫刻
*	登録		無形	工芸技術	染小紋
116	登録		無形	工芸技術	手描友禅
*	登録	無形	工芸技術	刺繍	
117	登録	平成17	有形	古文書	加賀五四自治会(肥田一穂氏寄贈)文書
118	登録		有形民俗	民俗資料	徳丸北野神社田遊び用具
119	登録		有形民俗	民俗資料	赤塚諏訪神社田遊び用具
120	登録		記念物	史跡	東上鉄道記念碑
—	(登録)		有形	古文書	*粕谷尹久子家文書【追加登録】
121	登録	平成18	有形	古文書	加藤正雄家文書
122	指定		有形	考古資料	稲荷台遺跡出土(江坂彌彌氏旧蔵)遺物 付写真
123	登録		有形	歴史資料	区内所在石製馬頭観音(一括)
124	登録		有形	歴史資料	区内所在石製不動明王(一括)
125	登録		有形民俗	民俗資料	徳丸北野神社獅子舞用具
126	登録		有形民俗	民俗資料	赤塚諏訪神社獅子舞用具

註:網掛は指定・登録解除をうけた文化財を示す。

番号	区分	年度	分類	種類	文化財名称
127	登録	平成19	有形	歴史資料	圓福寺太田道准像
128	登録		有形	歴史資料	紅梅小学校校史資料
129	登録		無形	工芸技術	甲冑制作
*	登録		無形	工芸技術	箆甲細工
130	登録		無形	工芸技術	江戸筆製作
131	登録		有形民俗	民俗資料	成増里神楽用具
132	登録		有形	建造物	常盤台・斯波家住宅
—	(登録)		有形	古文書	*加藤正雄家文書【追加登録】
133	登録	平成20	有形	建造物	旧東京第二陸軍造兵廠建物群(東京家政大学構内)
134	登録		有形	古文書	田口恒次家文書
135	登録		有形	歴史資料	上板橋小学校校史資料
136	指定		有形	考古資料	西台後藤田遺跡第1地点出土旧石器時代遺物
137	登録		有形民俗	信仰	向原八雲神社信仰関係資料
138	登録	記念物	史跡	板谷公園 付銘板	
—	(登録)	有形	歴史資料	*紅梅小学校校史資料【追加登録】	
139	登録	平成21	有形	建造物	安養院庫裡
140	登録		有形	古文書	子易神社文書
141	登録	平成22	有形	考古資料	泉福寺所蔵板碑
142	登録		有形	歴史資料	藤崎光淳氏撮影写真ネガフィルム
143	登録		有形民俗	信仰	志村熊野神社所蔵絵馬・扁額 付寄進札
144	登録		有形民俗	信仰	南蔵院石造出羽三山供養塔
145	登録		有形民俗	民俗資料	赤塚氷川神社田遊び用具
146	登録		有形	古文書	田中泰彦家文書
147	登録		有形	古文書	栗原良一家文書
148	登録	有形	歴史資料	説経浄瑠璃五代目若太夫墓	
149	登録	平成23	有形民俗	信仰	前野町五丁目熊野神社所蔵絵馬・扁額
150	登録		有形民俗	信仰	赤塚氷川神社所蔵絵馬・扁額
151	登録		無形民俗	民俗芸能	赤塚氷川神社田遊び
152	登録		記念物	史跡	赤塚諏訪神社富士塚
—	指定	平成24	有形	古文書	飯田侃家文書
153	登録		有形	歴史資料	乗蓮寺所蔵旧藤堂家染井屋敷石造物
154	登録		有形	歴史資料	戸田橋親柱
155	登録		有形民俗	信仰	京徳観音堂所蔵絵馬・扁額
156	登録		有形民俗	信仰	常楽院所蔵絵馬・扁額
157	登録		有形民俗	信仰	御嶽神社所蔵絵馬・扁額
158	登録		記念物	史跡	赤塚氷川神社富士塚
—	(登録)		有形	古文書	*安井家文書【追加登録】
159	登録	平成25	有形	建造物	齋藤商店
160	登録		有形	建造物	帝都幼稚園 付門柱
161	登録		有形	古文書	安井芳一家文書
162	登録		有形	歴史資料	飯昌周蘭雙埋納の碑
163	登録		記念物	史跡	氷川町氷川神社富士塚
164	登録	平成25	有形	考古資料	菅原神社地上遺跡出土旧石器時代遺物
165	登録		有形	工芸品	旧石成村観音堂鑄口
166	登録		有形	歴史資料	旧養育院長沢沢栄一銅像
167	登録		有形民俗	信仰	日曜寺愛染講奉納石造物・奉納額
—	(登録)	有形	古文書	田中泰彦家文書【追加登録】	

表〇〇 区指定・登録文化財

番号	区分	年度	分類	種類	文化財名称
168	登録	平成26	有形	歴史資料	火技中興洋兵開祖高島秋帆紀功碑
169	登録		有形	歴史資料	徳丸原遺跡碑
170	登録		有形	歴史資料	蓮華寺客殿・庫裡棟札
171	登録		無形	工芸技術	白銀制作
172	登録	平成27	有形	歴史資料	龍福寺所蔵板碑群
173	登録		有形民俗	信仰	木曾御嶽赤塚一山講関係資料
174	登録		記念物	史跡	赤塚水川神社木曾御嶽塚
一	登録		有形	歴史資料	志村延命寺板碑群【追加登録】
175	登録	平成28	有形	古文書	田中義一家文書
176	登録		有形民俗	信仰	西台天祖神社所蔵絵馬・扁額
177	登録		記念物	史跡	四葉稲荷神社木曾御嶽塚

註：網掛は指定・登録解除をうけた文化財を示す。

番号	区分	年度	分類	種類	文化財名称
178	登録	平成29	有形	古文書	松戸一浩家文書
179	登録		記念物	史跡	陸軍板橋火薬製造所跡
180	登録		無形	工芸技術	表具
181	登録	平成30	有形	古文書	熊野町熊野神社文書
182	登録		有形	歴史資料	上板橋宿副戸長碑
183	登録		有形	建造物	成増田中家住宅
184	登録		無形	工芸技術	提灯(文字描き)

表〇〇 国・東京都指定文化財

国指定文化財

番号	区分	年度	分類	種類	文化財名称
1	指定	大正10	記念物	史跡	志村一里塚
2	指定	昭和51	民俗文化財	重要無形民俗文化財	板橋の田遊び
3	指定	平成12	民俗文化財	重要有形民俗文化財	渡辺学園裁縫雛形コレクション
4	指定	平成29	記念物	史跡	陸軍板橋火薬製造所跡

東京都指定文化財

番号	区分	年度	分類	種類	文化財名称
1	指定	大正8	記念物	旧跡	徳丸ヶ原
2	指定	大正14	記念物	旧跡	松月院大堂
3	指定	昭和43	記念物	史跡	茂呂遺跡
4	指定	昭和58	有形文化財	古文書	旧豊島郡徳丸村名主安井家文書
5	指定	平成10	有形文化財	考古資料	前野町遺跡出土土器
6	指定	平成11	無形文化財	芸能	説経浄瑠璃
7	指定	平成22	有形文化財	考古資料	稲荷台遺跡出土品
8	指定	平成29	有形文化財	建造物	旧粕谷家住宅

第4章 基本理念「史跡の望ましい将来像」

第1章で確認したとおり、『保存活用計画』では『基本構想』の精神を引き継ぎ、史跡の持つ歴史的価値を保存・活用するための基本理念として「大綱 “史跡の望ましい将来像”」を定めている。本章は「大綱 “史跡の望ましい将来像”」の内容を再確認し、その内容を踏まえた史跡整備の方針について記載する。

1 史跡の望ましい将来像（本計画13頁再掲）

大綱“史跡の望ましい将来像”

◆史跡の価値を守り、活用する

- 明治維新から終戦まで、近代的な火薬製造所および研究所が設置され、その建築や施設が群として残ることから、近代の火薬製造所の歴史をより良く理解できるような史跡の保存整備をめざす。
- 戦後、火薬製造所および研究所の跡地に研究所、学校、工場等が入所し利用された。特に復興期の科学技術研究の展開を理解できる野口研究所や理化学研究所の建築群が現存することから、火薬製造所の跡地が戦後たどった地域の歴史を理解できるような史跡の保存整備をめざす。

◆史跡を整備し、多様な人々が“憩う”場の創出

- 加賀藩下屋敷時代からの歴史の重層性と桜並木という景観をいかしながら、一体的に保存整備し、板橋区民の誇りとしていつまでも愛され、再び訪れたいくなる公園をめざす。
- 散策やレクリエーションのために道すがら公園を訪れる人々が、遺構や歴史的建造物群、さらに展示等教育普及事業に気軽にアクセスできる環境を整備することで、多様な人々が気軽に集い、さらに歴史に出会うことができる場を創出する。

◆史跡を通して、歴史・文化を“学ぶ”

- 史跡の価値を構成する歴史的建造物の一部を、展示等教育普及事業を実施するガイダンス施設等として整備し、近代史、産業史、郷土史、平和教育など多様な学びを生み出し、さらに地域における中心的な生涯学習・社会教育施設として、近隣の小中学校や高校、大学等の教育機関との連携した事業を継続的に展開し、地域と共に学び合う教育の推進をめざす。
- 火薬製造所の跡地が史跡指定地外にも広がり、関係する遺構や建築群が点在し、さらに史跡の本質的価値の理解を助ける環境が広がっていることから、史跡公園を核に史跡指定地外にある多様な文化財(未指定を含む)との関係性を尊重し、一体的に理解できる地域をめざし、回遊性の構築など柔軟な活用・整備に努める。

◆史跡を通じて、板橋の現在・未来を“創る”

- 「工都板橋」の礎となった史跡の価値をいかして、地域、商店街、民間企業、大学や研究機関等と連携し地域産業や最先端研究を学習・体験できる事業を展開することで、区民をはじめとした多様な人々の科学技術に対する夢を育む。
- 光学・精密機器関連産業など、板橋区を代表する様々な先端産業が誇る高い技術や製品を、展示・体験できるガイダンス施設等を整備し、区産業の歴史や先進性を広く発信することで、板橋区のブランド力を高めることをめざす。

2 史跡から得られるもの

(1)「史跡“を”学ぶ」と「史跡“から”考える」

平成 29 年度に板橋区が策定した『基本構想』では、「板橋の歴史・文化・産業を体感し、多様な人々が憩い、語らう史跡公園」という基本コンセプトを定めた。多様な人々とは、国籍、居住地、性別、年齢、思想、障がいの有無などに関わらず、史跡公園を訪れるすべての人々を指し、多様なバックグラウンドをもつ人々が、様々な目的で集い、自由に語らうことのできる空間を創出することをめざしている。この『基本構想』に基づき策定した『保存活用計画』第 5 章「基本方針」に掲載した「大綱“史跡の望ましい将来像”」において示したとおり、史跡の保存、活用、整備、管理運営は、多様な人々が史跡の本質的価値(本質的価値の理解を助ける価値も含む)を理解し、「史跡“を”学ぶ」ことを目的のひとつとしている。

多様な人々が「史跡“を”学ぶ」ことは、史跡指定地内に現存する遺構・建造物それ自体の特徴を知ることや、史跡や地域などの歴史に関する具体的な知識を得ることに留まらず、多様な人々ひとりひとりの人生や生活、またはそれぞれが所属する社会やコミュニティの中でいかし、実践することができる想像力や思考力、表現力を養うことにつながる。これは『板橋区教育ビジョン 2025』における「めざす人間像」で、「自分の意見を持ち、伝え、他人の意見も聴く姿勢をもつ人」や「基礎学力の修得とその活用により、ものごとの本質を考えられる人」などの実現に寄与することができると考えられ、史跡公園を通じて多様な人々が「史跡“を”学ぶ」ことで「史跡“から”考える」力を養うことができる。

例えば史跡公園を訪れる多様な人々は、建造物を見学することで、その建物の構造や規模、機能、設置された経緯や今日まで保存されてきた来歴など様々な知識を得る。史跡指定地内に現存する建造物が、火薬を研究するための施設として使われ、一般的な建物にはない特殊な構造をもっていること、戦後そうした特殊な建物を取り壊さず増築や改造によってして形を変えながら使い続けられたこと、それが戦前に官営工場として建設された火薬製造所の建造物のひとつであることなどの情報を知ることによって、戦前のわが国における火薬製造の意義や時代背景を考えるきっかけとなり、過去と現在とを比較し、現在私たちが生きている社会、文化を相対化する視点をもたらし、これまでは当たり前だった事柄に対する新

たな疑問や興味関心を生み出し、学校だけでなく生活する様々な場面の中で主体的に学ぶための意欲につながる。史跡指定地に現存する建造物をきっかけにして、日常の生活では知る機会がなくとも、私たち自身と密接につながっている過去について考えることができる。これは史跡を通してこそ、「史跡“を”学ぶ」ことでこそ得られる確かな情報を根拠にして論理的に思考し、自らの言葉で組み立てて発信し表現する力であり、私たちの生活を豊かにしていくかけがえのない大切な力である。

史跡公園が多様な人々を対象にしてその学びを支えてゆくことをめざすためには、近代の産業遺産である当史跡が近代の火薬工場や自然科学系の研究所に関する専門的な分野の史跡であり、誰もが等しく強い興味関心を抱く史跡ではないため、当史跡に興味関心を抱く特定の層のみをターゲットにして活動するのではなく、公開活用の手法に創意工夫を凝らし、むしろこれまで興味関心をもっていなかったあらゆる人々に注目してもらい、史跡公園に一度ならず再び訪れたいくなる気持ちを醸成し、それぞれの興味関心の幅を広げ、これまで経験したことのない新しい学びをひらく存在になることをめざす必要がある。

多様な人々が史跡を通して感じることを、考えること、それぞれが立てる問いはひとつではなく多種多様で、必ずしもひとつの答えがあるものではないため、史跡公園を訪れる多様な人々が互いに尊重し合うため、また「板橋区教育ビジョン」の「めざす人間像」を実現するため、多様な人々が自らの意見を自由に述べながら、異なる意見に対しても拒絶することなく聴き入れ、対話することができる場としての史跡公園でありつづけることをめざすことも重要となる。

また『基本構想』では、整備の基本コンセプトとして「憩う」・「学ぶ」・「創る」の3つのキーワードを掲げており、上述の内容は特に「学ぶ」と「創る」に密接につながるが、「憩う」についても同様の効果を期待することができる。例えば史跡公園に道すがら思いがけず訪れ休憩する場面、当該地域のシンボルである桜並木を鑑賞しに史跡公園を訪れるような場面では、休憩や鑑賞と同時に独特な雰囲気をもつ遺構とともに眺めたり、または歴史的な建造物の中から景色を眺めたりすることができるなど、一般的な「憩い」に加えて、史跡ならではの雰囲気が、史跡公園だからこそ生み出せる「憩い」を演出することができる。身近な公園として親しまれることに加えて、特色ある公園として認識されることによって、区民をはじめとした多様な人々に特別な経験を提供し、再び訪れたいくなる史跡公園となり、ひいては板橋の新たなブランドの向上および定着につなげていくことをめざす。

史跡を通して多様な人々が立てられる多種多様な問いのうち、当史跡ならではの価値を踏まえて、当史跡の産業遺産としての性格と、地域における価値の2つの観点から、下記の事柄が想定される。

①科学と技術の関係性

一般的に知られているように、欧米では理論的な学問である「科学(=science)」と実践的な労働である「技術(=technology)」は、別個の概念と認識されており、日本語の「科学技

術」という語に相当する訳語はないとされている。一方、日本では江戸時代以前から、職人による手工業が発達するなど高い技術が蓄積しており、それを尊重する社会通念が形成されてきたが、明治維新以降は、国が官営事業を中心にいわゆる殖産興業政策を推し進める中で、「科学」と「技術」が密接に結びついていった。その典型のひとつが、軍事の場面で科学と技術が結びついた当史跡の火薬製造所の事例である。板橋火薬製造所は明治9年、兵部省によって国内初の官営火薬製造所として建設された軍工廠であり(発足当初の正式名称は砲兵工廠板橋属廠)、終戦時まで日本の火薬生産の中心を担ったが、クルップ社やデュポン社などの民間の軍事企業が中心となって兵器生産が行われた欧米と対して、国が主体となって急速に産業の近代化を推し進めた点に特徴がある。

石神井川流域の王子・滝野川地域は明治前半期から工業地帯として発展し、また関東大震災以降は志村地域へ大工場が展開する状況の中、後年には火薬製造所の東側に銃砲製造所(後の東京第一陸軍造兵廠)が、北側の赤羽・志村地域に兵器廠が設置されたように軍工廠が集積し、それに付随して民間の工場が数多く設けられていった。

また『基本構想』や『保存活用計画』第3章「本質的価値」などで繰り返しその価値を確認してきたように、板橋火薬製造所では火薬の生産とともに、近代的な測定技術を用いた火薬の発射試験を実施したこと、明治36年に火薬研究所が設置され終戦まで研究が行われたことは、最先端の技術による火薬の生産と、科学的知見に基づく試験や研究が強く結びついたひとつの典型であると考えられる。前章で示したように、史跡指定地および指定地外には、こうした史跡の価値を示す構成要素が現存しており、科学と技術の結びつきを、構成要素を通して理解することができる。

②史跡を通してみえる地域の歴史

第二に史跡指定地と周辺地域との関係性を学ぶことを通して、地域の歴史を俯瞰的に捉える思考も養うことができる。周知の通り、現在加賀地域は文教地域として発展しているが、これは戦後、火薬製造所の跡地に研究所、学校、工場等が入所したという昭和20年代の土地利用のあり方が影響している。中には東京家政大学や帝京大学など、現在までつづく団体もある一方で、近年工場の移転に伴う開発が進み、数多く建築されている大規模集合住宅もこれを裏付ける。さらに振り返ると、加賀藩の下屋敷の跡地に、石神井川による水車が稼働する立地が火薬製造所の設置に適していた。さらに地域を広域に捉えれば、近代になると当地を含む石神井川一帯は工業地域として発展し、現在の地域産業を形成する要因となった。現在までのこのような地域の歴史を、具体的な根拠に基づきながら振り返っていくことで、現在を生きる私たちは過去と地続きの位置に立脚していることに気づくことができ、自らの関係の中で郷土の歴史に親しみをもち、郷土愛を育むことにつながっていく。